



令和4年度施策に関する提案

令和3年6月

 広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、3次にわたる補正予算編成により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による財源確保をしていただき、また、防災減災対策については、本県で平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興などに重点的に取り組んでいる中で、「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組を進めていただくこととされており、感謝を申し上げます。

本県でも、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対策に取り組むとともに、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国におかれましては、デジタルを活用した産業の転換，i-Construction，スマート農業，GIGAスクールにおける学びの充実など、各省庁における取組とともに、デジタル庁の設置などを盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現に向けた取組を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、昨年10月に、県政運営の基本となる新たな総合計画「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」できる広島県づくりを進めております。

また、本県の強みである「都市と自然の近接性」を最大限生かした、イノベーションを創出する知の集積や集合と、自然豊かで心身が癒される適切な分散をうまく組み合わせた、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、様々な分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)を加速させ、県民一人一人の「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県の様々な施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和4年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

目次

1	新型コロナウイルス感染症対策	
(1)	感染拡大防止対策と医療提供体制の確保〔内閣府, 厚生労働省〕	1
(2)	経済活動等の支援	
	生活交通の維持確保のための支援〔国土交通省〕	5
	国際線航空ネットワーク維持〔厚生労働省, 国土交通省〕	7
	影響を受けた事業者に対する幅広い支援〔経済産業省, 観光庁〕	9
	国内の設備投資促進の強化〔経済産業省〕	11
	雇用対策の強化〔厚生労働省〕	13
	資金繰り支援〔中小企業庁〕	15
(3)	教育機会の確保〔総務省, 文部科学省〕	17
(4)	財政措置の確保・拡充等〔内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省〕	19
2	地方創生の推進	
(1)	デジタルトランスフォーメーションの推進〔内閣府, 総務省, 経済産業省〕	21
(2)	人づくり革命の推進〔内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	27
(3)	地方の産業競争力の強化	
	カーボンリサイクル技術に係る実証研究拠点整備の加速〔経済産業省〕	35
	Well-to-Wheel評価による取組の加速〔経済産業省, 国土交通省〕	37
	DMOによる観光地経営の推進〔内閣府, 観光庁〕	39
	生産性の高い持続可能な農業の実現〔財務省, 農林水産省〕	43
3	東京一極集中の是正	
(1)	企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進〔内閣府, 経済産業省, 厚生労働省〕	49
(2)	地方分権改革の一層の推進〔内閣府〕	53
(3)	全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組〔内閣府, 総務省〕	55

4	安心・安全な暮らしづくり	
(1)	被災者の生活支援・再建〔内閣府, 財務省, 経済産業省, 文部科学省, 厚生労働省〕	57
(2)	健康づくりの推進〔厚生労働省〕	61
(3)	鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援〔国土交通省〕	63
(4)	空き家対策の強化〔国土交通省〕	65
(5)	建築物の耐震化の促進〔総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省〕	67
(6)	安定した公営住宅の供給〔財務省, 国土交通省〕	71
(7)	土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進〔総務省, 農林水産省, 国土交通省〕	73
(8)	外国人材の受入・共生〔総務省, 法務省, 出入国在留管理庁, 文化庁〕	75
(9)	海洋プラスチックごみ対策〔経済産業省, 国土交通省, 環境省〕	79
(10)	米軍機による低空飛行訓練の中止等〔外務省, 防衛省〕	81
5	地方税財源の充実強化	
(1)	安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等〔内閣府, 総務省, 財務省〕	83
(2)	市町の財政基盤の強化〔総務省〕	87
(3)	水道事業の広域連携の推進〔総務省, 厚生労働省〕	89
(4)	下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保〔財務省, 国土交通省〕	91
(5)	工業用水道事業の経営基盤の強化〔経済産業省, 厚生労働省〕	95
6	社会資本整備の推進	
(1)	公共事業予算の安定的・持続的な総額確保〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	97
(2)	社会資本の適切な維持管理の推進・強化〔総務省, 財務省, 国土交通省〕	99
(3)	防災・減災に資する社会資本整備の推進〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	103
(4)	道路ネットワークの整備促進等〔財務省, 国土交通省〕	113
(5)	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進〔財務省, 国土交通省〕	121
(6)	物流・交流の拠点となる港湾機能の強化〔内閣府, 国土交通省〕	123
(7)	観光・交流の拠点となる空港機能の強化〔国土交通省〕	129
7	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等	
(1)	原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化〔内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	131
(2)	放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設〔内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	135
(3)	「黒い雨地域」の早期拡大等について〔厚生労働省〕	137

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立

全国的に新型コロナウイルス感染拡大が続く中、広島県では、県民の皆様の不安を軽減し、「安心」につなげるための感染症対策として、「感染拡大防止対策」、「医療提供体制の確保」、「3密を避けた事業継続と雇用維持」を中心に取組を進めている。

「感染拡大防止対策」では、県内6か所にPCRセンターを設置し、すべての県民の方々を対象とした検査を実施するとともに、広島市及び福山市においては、薬局を活用したPCR検査体制を構築した。さらに、4月には就学・就労などで県外から転入された方などを対象に「春のPCR検査集中実施」を行うとともに、ゴールデンウィークにおいて、飲食、職場、県外往来に着目した「第2弾 春のPCR検査集中実施」を行った。

「医療提供体制の確保」では、新規感染者数400人/日が1週間継続しても対応できる、約4,000人分の受入体制の確保をすることとしている。

「3密を避けた事業継続と雇用維持」では、中小企業向け制度融資による事業継続支援や、感染拡大の影響を受けた離職者等へのマッチング機会の提供を図ることとしている。

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、戦略的なPCR検査の実施など、感染拡大防止に向けた地方の取組を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充などにより強力に支援していただきたい。また、感染拡大が収束し、需要が回復するまでの間、地域経済を支える事業者が事業の継続や雇用を維持するために持続化給付金等の再度支給や雇用調整助成金の特例措置の延長などによる財政的な支援、資金繰り支援などの取組を強化していただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

国への提案事項

1 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について

- ワクチン接種については、対象者全てが接種可能な量を迅速かつ確実に供給すること。
- 地方の財政状況が極めて厳しい中で、接種体制の整備に係る費用について、引き続き必要な財政措置を講じること。

2 戦略的なPCR検査の実施及び実施に関する支援

- 地域の実情に応じて、都道府県が幅広い住民を対象とした大規模なPCR検査やモニタリング検査を実施できるよう、都道府県が行う感染拡大を未然に防ぐ取組に対する財政措置を拡充すること。

3 医療従事者等の処遇改善に対する支援

- 長期化する新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療従事者や職員の労に報いるため、医療機関による慰労金の支給や処遇改善を行うための経費を、国において措置すること。

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

現状 / 広島県の取組

【新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保】

国は、都道府県へ5月10日の週に医療従事者等約480万人分配分し、6月末までに高齢者約3,600万人分の配分を完了する見込み。

高齢者向け優先接種は、6月末までの基本配分計画が示されたところである。

【戦略的なPCR検査の実施及び実施に関する支援】

県内6か所にPCRセンターを設置し、全県民を対象としたモニタリング体制による検査を実施するとともに、広島市内においては、薬局を活用したPCR検査体制を構築している。

広島市の一部で幅広い住民を対象とした大規模PCR検査を実施する予定としていたが、感染状況を鑑みて完全実施を送り、実施の際の課題を把握するためのトライアルを実施した。

【医療従事者等の処遇改善に対する支援】

令和2年度は、医療従事者への慰労金の給付、医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関への支援を実施した。

課題

高齢者向け優先接種までの配分計画は示されたが、それ以降の一般接種のワクチンの配分量や配分時期が決まっていないため、市町は接種計画を作成することができない。

感染拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大を防止するためには、状況に応じて、戦略的なPCR検査を躊躇なく実施していく必要がある。

新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、通常医療の縮小もあり、医療機関及び医療従事者や職員への負荷が大きくなっている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 地域公共交通確保維持改善事業の拡充

県民の日常生活に不可欠な公共交通の路線等の維持・確保を目的とした、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助, 離島航路運営費等補助)における要件緩和の継続と, さらなる拡充を図ること。

- ・ コロナ禍を踏まえ, 運行効率を求める調整項目(カット項目)の緩和による補助対象限度額の引き上げ
- ・ 災害等に関する措置条項の適用による十分な補助金額の確保

2 交通事業者支援制度の創設

公共交通事業者は, 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少により経営状況が悪化しており, 一度, 地域公共交通ネットワークが失われると, その復元を図ることは困難であるため, コロナ禍の影響が収束し, 需要が回復するまでの当面の間, 交通事業者に対し, 事業規模に応じた給付型の財政支援を講じること。

【提案先省庁: 国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

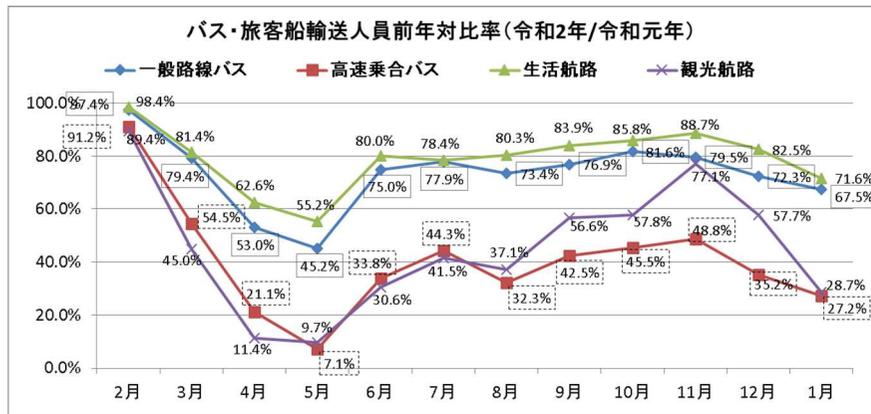
生活交通の維持確保のための支援

現状 / 広島県の取組

【広島県の現状】

公共交通事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより、利用者数や収益が大きく落ち込んでおり、昨年末からの感染再拡大に伴いさらに経営状況が悪化している。

公共交通事業者は日常生活や経済活動を支える「エッセンシャルワーカー」として、三密回避に配慮しながら運行を継続していることから、大幅な運行経費の削減ができないうえ、感染防止に対する経費が増加しており、地域の生活を支える路線の維持が困難となっている。



【広島県の対応状況】

	予算額	対応策
4月補正	22百万円	公共交通事業者に対するマスク購入支援
6月補正	42百万円	広域生活交通路線確保維持費補助金(県補助金)の補助要件緩和
6月	-	地域間幹線系統確保維持補助金(県協調分),等について概算払い制度の創設
9月補正	38.5億円	運行継続支援金(給付型),需要喚起・感染防止対策設備投資補助金の創設
2月補正	107百万円	地域間幹線系統確保維持補助金の要件緩和に伴う県協調分の増額
	13百万円	収益悪化を踏まえた生活航路維持確保補助金(単県)の増額

課題

現行の補助要件については、次のとおり課題がある。

- ・バスについては、一部運行効率化を求める調整項目(カット項目)について、特例的な緩和措置が実施されたが、新型コロナウイルス感染症の影響が収束していないことから、引き続き緩和措置の継続及び拡充の必要がある。
- ・離島航路については、災害等に対応する措置条項があるものの、国から適用について示されていない。
- ・新しい生活様式の定着などにより、感染拡大前ほどの公共交通の利用が見込めない恐れがあり、公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

国際線航空ネットワーク維持

国への提案事項

1 広島空港における検疫体制の充実・強化

地方空港の国際線の再開に当たっては、水際対策が重要となることから、空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

2 航空会社等に支援を行っている自治体への財政措置

国際線航空ネットワークの維持や空港アクセス維持のため、航空会社やバス事業者等の関係事業者に対し、固定経費や運行経費等の支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

【提案先省庁：厚生労働省，国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援
国際線航空ネットワーク維持

広島県の取組

県は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社や機内食製造業者に対して事務所賃貸料等の固定経費等への支援を行っている。また、空港アクセス維持のため、バス事業者に運行経費の支援を行っている。

令和2年3月下旬以降、広島空港の国際線は全路線
運休中
通常ダイヤ
大連・北京5、上海7、台北7、香港4、バンコク3
週当たりの往復便数(5路線26往復便数/週)

課題

国際線が回復する段階においては空港の検疫体制の強化が必須であるものの、地方空港における体制強化の道筋が全く示されていない。

新型コロナウイルス感染症の影響が、当初見込みより長引き、航空会社やバス事業者の財政状況は悪化しており、地方空港における国際定期路線や空港アクセスの維持がより困難となっている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 影響を受けた事業者に対する幅広い支援

国への提案事項

1 観光需要の継続的な回復に向けた取組の推進

新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、継続的な観光需要の回復に向けて、地域と十分に連携した上で、施策の効果が、特定の地域、業種、時期に偏ることが無いよう、バランスに配慮しながら、観光需要喚起の取組を推進すること。

- また、地方自治体や観光関連事業者が行う観光誘客に向けた自主的な取組への継続的な支援など、手厚い策を講じること。

2 飲食事業者をはじめとした幅広い事業者に関する支援

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金について緊急事態宣言等の対象地域内の飲食店との取引等に係る要件を撤廃し、全ての都道府県の飲食店との取引等を対象とすること。

- 持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。

3 事業規模に応じた支援制度の構築に関する支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大きな影響を受ける地域の中堅・大企業の事業継続を支援するため、売上高、経常利益など、事業規模に応じた助成制度を設けること。

【提案先省庁：経済産業省，観光庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

影響を受けた事業者に対する幅広い支援

現状 / 広島県の取組

令和2年の本県の延べ宿泊者数は、5月の対前年比約8割減を底として、11月には対前年比で約2割減まで回復していたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大と緊急事態宣言の発出、延長等により、12月以降は再び大きく減少に転じている。

○ 令和2～3年度の事業者向け給付・支援金

○国の事業者支援の例

・持続化給付金(国)

申請期間: R2/5/1～R3/2/15

給付額: 最大200万円

・家賃支援給付金(国)

申請期間: R2/7/15～R3/2/15

給付額: 最大600万円

・一時支援金(国)

申請期間: R3/3/8～R3/5/31

支給額: 最大60万円

・月時支援金(国)

申請期間: R3/6月中旬～

支給額: 最大20万円

制度上、最大の給付・支援金額を記載している
(対象者区分により、最大金額は異なる。)

○ 広島県独自の事業者支援の例

・頑張る飲食店応援金(県)

申請期間: R3/2/15～3/19

支給額: 1店舗あたり30万円

・頑張る飲食店納入事業者応援金(県)

申請期間: R3/3/15～5/14

支給額: 1事業者あたり30万円

課題

宿泊、飲食、観光・レジャー、交通など、裾野の広い観光産業全体が、大きな打撃を受けており、更に、スキー場においては、グリーンシーズンを含めた通年での誘客に向けた取組といった、近年の暖冬・小雪傾向への対応も必要となっている。

このため、観光需要の回復を通じた幅広い観光関連事業者への支援が不可欠となっている。

緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域においても、地域経済への甚大な影響が顕在化している。

このため、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域も含めた国による公平かつ十分な支援が不可欠。

需要の回復局面に至るまでの間、これまでの主に中小企業を対象とした支援に加え、地域経済を支え、雇用を守り、地域の中核となっている中堅企業や大企業に対する支援が必要不可欠。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

国内の設備投資促進の強化

国への提案事項

国内生産拠点等への設備投資に対する支援強化，継続 (サプライチェーン対策等)

新型コロナ拡大により，設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから，「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の予算措置など，企業の設備投資に対する支援を強化，継続すること。

- 各都道府県が実施する独自の設備投資への支援策に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に代わる新たな財源確保を行うなど，柔軟で弾力的な措置を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援
国内の設備投資促進の強化

現状 / 広島県の取組

補助金の予算額と希望額の乖離

・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予備費に加え、令和2年度第三次補正予算による追加措置が行われたものの、補助希望額(先行採択分を除き、約1兆7,640億円)と採択額(先行採択分を除き、約2,478億円)には未だ大きな乖離がある。

広島県の取組

・本県においても、企業の投資意欲が減退することが懸念されることなどから、令和2年度9月補正において、企業立地促進助成制度に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を設けて、設備投資を行う企業への支援を強化したところである。

課題

補助金に採択されない場合等において、設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮される。

新型コロナウイルス感染症拡大後では、諸外国においても国内回帰が進むことが想定されることから、外国企業の国内への投資については、より一層の国際競争が激化することが想定される。

令和3年度以降、地方での生産拠点整備に取り組む企業に対し、きめ細かな支援を行うため、各都道府県が実施する独自の工場等立地支援策に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用ができない。

国内回帰の機運が高まっている今こそ、国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、必要かつ十分な予算確保が必要である。

国の取組状況等

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金】(令和2年7月22日締切)

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(2次公募)】(令和3年5月7日締切)

国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指す。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 雇用対策の強化

国への提案事項

1 雇用の維持を図る事業者等に対する支援の継続と強化

雇用調整助成金等^()については、引き続き、支援を要する者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図るとともに、特例措置の適用について、経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

^()雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大企業等についても中小企業並みに補助率を引上げること。

2 離職者に対する支援の強化

女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加するなど雇用情勢の悪化が懸念される中、労働者の中長期的なキャリア形成も見据えて、基金の活用も含め、「緊急雇用創出事業」などの雇用の受け皿を確保するための対策を講じること。

人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、離職者が新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

3 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

【提案先省庁：厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 雇用対策の強化

現状 / 広島県の取組

雇用調整助成金の申請手続きに必要な費用を補助

- 補助額：上限10万円（1事業者当たり、補助率10/10）
- 期間：令和2年6月9日～令和3年8月31日
- 実績：申請件数 3,247件、決定件数 3,206件（R3.5.15時点）

在籍型出向制度の活用促進のため、公益財団法人産業雇用安定センターと連携して、商工会議所の経営指導員を対象とした制度活用に関する情報を紹介したセミナーを開催し、センターによるマッチングにつながるよう周知を実施

新型コロナウイルス感染症に起因する県内の解雇等見込み労働者数は増加傾向

新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数 単位：人

	R2.6.26	R2.7.31	R2.8.28	R2.9.25	R2.10.30	R2.11.27	R2.12.25	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.26	R3.5.7
全国	28,173	41,391	49,467	60,923	69,130	74,055	79,522	84,773	90,185	98,163	103,000
対前月差	+11,450	+13,218	+8,076	+11,456	+8,207	+4,925	+5,467	+5,251	+5,412	+7,978	+4,837
広島県	691	1,079	1,178	1,220	1,572	1,647	1,858	2,035	2,173	3,053	3,155
対前月差	+281	+388	+99	+42	+352	+75	+211	+177	+138	+880	+102

出所：厚生労働省

県内大学等卒業予定者の内定率の推移

	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
R3.3卒	61.4%	69.6%	76.2%	82.4%	87.5%	95.0%
R2.3卒	68.2%	76.6%	81.6%	87.2%	90.3%	96.2%
前年差(p)	6.8	7.0	5.4	4.8	2.8	1.2

出所：厚生労働省広島労働局

課題

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、休業手当を受け取れない非正規労働者等もいることから、雇用調整助成金等制度の更なる周知を図る必要があるとともに、特例措置の期間について柔軟に対応する必要がある。

コロナ禍後の需要回復が見込める分野においては、在籍型出向を活用した雇用維持が将来の人材確保を考慮すると有効であるが、企業等への制度の周知と理解が不十分な状況にある。

県内における解雇・雇止めは、非正規雇用労働者の比率が高い小売業、宿泊業、卸売業に多いが、これらの業種の新規求人数が大幅に減少する中、離職者は同業種内で再就職することが困難な状況となり、業種・職種の転換が必要となるケースが増加する。

R3.3卒等既卒未就業者の採用の促進のため、通年採用など就職機会の更なる拡大が必要である。

R4.3卒の採用の促進のため企業が採用抑制を行わないための支援策が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 資金繰り支援

国への提案事項

1 資金繰り支援の継続について

実質無利子・無担保融資については、政府系金融機関での取扱期間の延長や民間金融機関での申込み再開、同一金融機関における借換を可能とするなどの資金繰り支援を継続すること。

2 返済負担の軽減について

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について既貸資金の償還期間・据置期間・利子補給期間の延長や、返済猶予等も含めた、事業者の返済負担の軽減支援を継続的に行うこと。

3 県負担費用に対する支援について

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息などの経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、財政支援を行うこと。

【提案先省庁：中小企業庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 資金繰り支援

現状 / 広島県の取組

【これまでの取組】5月18日時点

区分	件数	金額 (百万円)	備考
新型コロナウイルス 感染症対応資金	38,424	590,200	信用保証料1/2補助分を 含む
うち 実質無利子分	37,898	581,075	当初3年間実質無利子, 無担保, 信用保証料なし

件数・金額は、融資実行の前提となる信用保証協会の保証承諾実績

本県においては、令和2年5月1日から実質無利子・無担保融資制度の取扱いを開始。

当制度の融資限度額については、令和2年6月15日から3,000万円を4,000万円に、令和3年2月1日から4,000万円を6,000万円に引き上げた。

令和3年2月26日から、同一金融機関が取り扱う場合に限りコロナ資金間の借換制限の緩和措置を実施。

課題

既に貸し付けられている資金について、同一金融機関における借換緩和がなされたところであるが、実質対応することができた期間が令和3年3月末までの1カ月程度と短期間であったため、既貸の借換について制度再開を要望する。

現状では、据置期間の変更など返済条件の変更については、実質無利子・無担保融資の対象とはなっておらず、金融機関や保証協会が柔軟な対応ができる制度になっていない。

実施無利子・無担保資金の実施にあたり、信用保証に基づく代位弁済に関する都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息の増加が懸念される。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

国への提案事項

1 県立高等学校における教育環境の充実

高等学校における「一人1台PC端末」の保護者負担による導入に伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯を対象として、地方自治体を実施する端末購入費用を給付する事業に対して、財政措置を講じること。

県立高等学校における空調設備の整備に要する経費(設置費・維持管理費)及びトイレの改修(洋式化等)に要する経費について、財政措置の充実等を図ること。

2 大学等に対する支援の継続等

経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じないように、引き続き、高等教育の修学支援新制度を弾力的に運用するとともに、必要な財源措置を行うこと。

併せて、各大学が独自に行う授業料減免や学修環境の整備等に必要な財源措置を継続して行うこと。

【提案先省庁：総務省，文部科学省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

課題

1 県立高等学校における教育環境の充実

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済状況の悪化により、PC端末購入費用の給付対象世帯の増加が想定されることから、給付事業の継続には、国の財政支援が不可欠である。

県立高等学校の空調設備について、設置に係るリース料や、維持管理に伴う光熱費等が、今後も継続的に必要となる。

また、トイレの改修についても、引き続き工事を実施し、洋式化率の更なる向上を図っていく必要がある(令和元年5月:4割程度 令和2年度末:6割程度)。

県立高等学校については、空調設置やトイレ改修を含む大規模改造を行う場合の国の交付金(学校施設環境改善交付金)の対象外となっている。また、地方交付税の単位費用の積算(道府県分の高等学校費)に、空調設備の光熱費が含まれていない。このため、小・中・特別支援学校と異なり、安定的な財源確保が困難な状況にある。

2 大学等に対する支援の継続等

従来の新型コロナウイルスより感染力が強いとされる新種変異株が令和3年1月に国内で初めて検出されるなど、全国的に感染拡大の終息が見えない中、令和4年度以降においても、新型コロナウイルスの影響により、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生が生じることが想定されるため、学生に対する支援を継続して行う必要がある。

新型コロナウイルス感染防止対策やオンライン授業の実施、独自の授業料減免をはじめとする学生支援など、各大学の経費負担が増大しており、教育の質の確保と大学等の安定的な運営を確保するため、引き続き、財政支援が求められている。

現状 / 広島県の取組

1 県立高等学校における教育環境の充実

県立高等学校において、保護者負担による生徒一人1台のPC端末を導入したことに伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯に対して、端末購入費用を給付する事業を実施している。

猛暑時における生徒の安全面への配慮や、学習環境を整えるため、令和2年度、次のとおり県立高等学校への空調設備の整備を行った。

- ・未設置校への新規整備(リース契約)
- ・既設置校における維持費等の保護者負担を県負担に切替え

令和2年度については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、県立高等学校のトイレの洋式化等を実施している。

令和2年度については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した。

2 大学等に対する支援の継続等

文部科学省調査(R2.12)では、中途退学者数は前年度から減少しており、令和2年度から始まった修学支援新制度など国の支援策による一定の効果は認められるものの、依然として、「経済的困窮」が中途退学の本来的理由となっている。

中退者数(経済的困窮を理由とする者の割合)

R1:31,841人(17.3%) R2:25,008人(18.0%)

県内大学では、国の修学支援新制度に加え、各大学が独自に授業料減免や支援金等の制度を設け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に厳しい状況に置かれた学生に対する支援を行っている。

また、R3年度前期授業の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、引き続き、対面とオンラインを組み合わせたハイブリット授業が中心となっている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

国への提案事項

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の継続等

新型コロナウイルス感染症に係る課題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など、地方団体において必要となる財源について積極的に財政措置を行うとともに、対象の拡充など柔軟で弾力的な運用を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の継続等

- 令和4年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や医療提供体制の確保対策に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方公共団体において必要となる財源について、積極的に財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

現状 / 広島県の取組

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを最大限活用することで累計2,855億円の緊急対応策を実施している。
- 加えて、国が創設した実質無利子・無担保融資の実施に伴い必要となる、信用保証に基づく代位弁済額について、債務負担行為(125.4億円)を設定している。
- 一方で、本県では平成30年7月豪雨災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の大幅な減少などにより、県政史上初めて財政調整基金を使い切るなど、非常に厳しい財政状況が続く見込である。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、感染防止対策や医療提供体制の整備を行うために、医療分では467億円余、介護・福祉分では146億円余が交付決定されている。

感染者を早期発見し感染拡大を防止するため実施している、県内6か所のPCRセンターにおける検査については、「感染症予防事業費等国庫負担金(国庫1/2補助)」を活用している。

課題

新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。

また、信用保証に基づく代位弁済額については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっておらず、その他の財政措置も講じられていないため、県単独で対応する必要がある。

一方で、本県では非常に厳しい財政状況にあることから、県単独での十分な対策の実施は困難である。

このため、今後も新型コロナウイルスに係る課題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など地方団体において必要となる財源について、積極的な財政措置とともに、対象の拡充など柔軟で弾力的な運用が必要である。

今後も、都道府県が地域の感染防止対策や医療提供体制の整備について、的確かつ柔軟に対応していくためには、引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置が必要である。

緊急包括支援交付金については、使途が限定されており、PCR検査の試薬代など、喫緊の課題に対応するための経費の中でも対象となっていないものがある。また、医療機関の設備整備についても対象となる機器が限定されており、柔軟な運用が必要である。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- 本県では、社会課題の解決と持続的な経済発展の実現を目指してDXを推進しており、県総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)においても、DXの推進を全ての施策を貫く視点の1つと位置付け、目指す姿の実現に向けて、一層取組を進めていくこととしている。
- 小さな単位で実践を繰り返し、その成功や失敗の経験を活かしながら目指す姿を実現していく「たちまちDX」の姿勢で、「仕事・暮らしDX」「地域社会DX」「行政DX」の3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる人材育成とデータ利活用環境の整備に取り組んでいる。
- 令和2年11月に設立した、産学金官で連携してDXを推進する活動体である広島県DX推進コミュニティには、231者(令和3年5月7日現在)が参加しており、DXの基礎や先行事例を学ぶ勉強会や意見交換会、人材育成やデータ利活用など共通課題の研究を実施している。
- 県内23市町においても、DX推進体制が立ち上げられており、医療、教育、防災等の様々な分野で取組が進行している。
- また、令和3年度には、DXの実装を進める具体的な取組を質的・量的に拡大するため庁内の体制を強化し、建設、健康づくり、交通対策などの分野でDXを推進するとともに、県庁のデジタル化も加速していくこととしている。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 自治体に取り組むDXの推進

- 自治体組織のDXや地域社会のDXに積極的に取り組む団体を支援するとともに、こうした自治体と連携して自治体DXのモデルを構築し、横展開することにより、全国的な自治体DXの底上げを図ってはどうか(例:テレワークの推進に向けて、技術的、制度的、慣習的な課題について解決するためのガイドラインの策定、自治体DXの推進に必要な人材像やスキルセットの定義等)。
- 住民生活に直結する基幹系17業務に関して、国において新たに構築する共通クラウド「(仮称)Gov-Cloud」のシステムに、全ての自治体が令和7年度の期限までに確実に移行できるよう、早期に的確な情報提供を行うとともに、必要な技術的・財政的支援を実施すること。

【提案先省庁：内閣官房，総務省】

広島県の取組

- 各局において様々な分野でDXを推進中。
- DXの土台となる行政デジタル化に県職員が一丸となって取り組むため、「広島県行政DX推進宣言」を実施するとともに、「(仮称)広島県行政デジタル化推進アクションプラン」の策定に向け準備中。
- 県職員のテレワークやWeb会議の活用を推進(テレワーク実施率95.3%(R2年度)、三役との協議や幹部会議は原則Web会議。
- 令和3年度から、県において情報職を新設・採用。
- 県と市町が共同で、情報人材の確保・育成の仕組みの構築に向けた研究を開始。
- 自治体DXに取り組む市町に対し、計画策定や事業化の支援を実施。

課題

各分野におけるDXを推進する上で土台となる行政のデジタル化が進んでいない。

市町においてはテレワークを実施するに当たり「必要な機器や執務環境の確保が難しい」、「機密性の高い情報を扱うためテレワークができない」、「勤務管理が難しい」ことなどが課題。

自治体DXの推進に必要な人材像、スキルセットの定義、所在の把握が課題。また、民間企業等との人材獲得競争に勝てる待遇の確保、キャリアパスの実現も課題。

「(仮称)Gov-Cloud」の活用も含む業務システムの更新に向けた対応に加え、地域住民の暮らし・仕事の質の向上に向けた地域DXの推進に対応するリソースが不足。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 企業等が取り組むDXの推進

- 企業等のDXを加速させるため、地域企業のDXの推進に取り組んでいる自治体を支援し、こうした自治体と連携して、DXの取組段階に応じて必要となる知識やスキルセットのガイドラインを策定してはどうか。また、企業を支援・指導できる人材や事業者の認定制度を導入してはどうか。
- 企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること。

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 令和2年11月に創設した広島県DX推進コミュニティにおいて、DXの基礎の学習や取組事例の研究、デジタルツールやデータの利活用体験など取組段階に応じた活動や、それぞれの目指す将来像の共有、デジタル技術で実現する理想の暮らしや新サービスの構想などを実施。
- 県内企業等に対してDX取組実態調査を実施し、企業の取組段階に応じて必要な知識やスキルの内容・レベルや企業等におけるDXを推進する人材の確保・育成・活用の在り方を研究中。

課題

戦略的かつ継続的にDXを実践している企業もある一方で、DXの必要性を感じていない、あるいは必要性は感じているがまだ取り組めていない県内企業が7割以上を占めており、何から取り組めばよいかわからないといった企業が多い。

実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。

企業等がDXを実践する際に、取組段階に応じて必要となる知識やスキルの内容・レベルの見極めや、それらを適切に提供する講師や事業者の選定が難しい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

3 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な情報通信基盤

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要なブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め、情報通信インフラの確保に必要な制度整備等を行うこと。
- 通信事業者に対し、5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定時期の公表を促すとともに、中山間地域や離島などが抱える地域課題解決のための施策等への活用が見込まれる地域については、優先してサービス提供が開始されるよう、必要な制度整備に対する支援を講じること。

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な光ファイバの未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域に対し、整備費用の一部を支援。
- 総務省「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における意見募集に対して意見提出(令和2年度)。

課題

公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫。維持管理・更新費用が高額であるため、民間事業者への譲渡も困難。

通信基盤だけでなく、地上デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビや共聴施設の維持管理・更新費用も自治体・地域の負担となっている。

医療、福祉、産業、交通などの地域課題解決に必要なとされる情報通信基盤である5Gのサービスについては、都市部のみならず中山間地域や離島における早期整備が必要。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

4 官民が良質なデータを活用できる環境の整備

- 住民や企業，自治体等に対する，データ利活用推進に必要な知見・技術を習得する研修やデータ利活用の意義・効果を理解する研修を一層充実すること。
- 住民や企業，自治体等が，安心して安全にデータを活用し，住民のニーズに合ったサービスの提供や新ビジネスの創出ができるよう，データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関する共通的なルールを示すとともに，地域の創意工夫を支援する環境整備を行うこと。
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては，検討状況を可能な限り公表するとともに，地域における取組も参考とすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省他関係省庁】

広島県の取組

- デジタル技術及びデータを活用した地域課題と新サービスの創出を支える基盤として，分野や組織の壁を越えて地域内外の様々なデータが流通する仕組み（データ利活用環境）の構築に向けた調査研究を実施。
- デジタル技術を活用したインフラマネジメントを支える情報連携基盤や，効率的で利便性の高い地域交通体系の構築に向けたモビリティデータ連携基盤など分野ごとのデータ活用基盤構築を検討。
- 県及び市町におけるオープンデータを推進。

課題

データリテラシーや，データを活用する習慣がなく，暮らしや仕事でデータを活用できていない。
保有情報をデータ化できていない，データ化できている場合でも活用できる状態で蓄積されていない。
連携する情報，安全性の確保，データ管理に関するルール，運用体制等の整理が必要。
オープンデータの目的や利点に対する職員の理解が進まないため，オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

5 地域におけるDX人材の確保・育成

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材を確保・育成する際の経費に対する財政的支援など、地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること。
- DX人材の確保・育成に取り組む自治体や企業に対する支援を拡充すること。
- 先行して人材の確保・育成に取り組む自治体を支援し、こうした自治体と連携して地域におけるDX人材について人材像、必要なスキルセットを定義するとともに、認定制度を導入すること。
- 誰一人置き去りにされることのないDXの実現に向けて、地域において高齢者等に対してデジタル技術に対する苦手意識の解消に向けたセミナーの開催等の取組事例の共有や財政的支援を実施すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 令和3年度より、情報職を採用。【再掲】
- 広島県と市町が連携して情報職の人材確保・育成に係る研究会を立ち上げ、求める人材や確保の形態等について協議・検討。【再掲】
- 「広島県DX推進コミュニティ」において、県内企業・事業者等において求められる人材、現行の人材確保・育成施策を整理し、今後の人材確保・育成・活用の在り方を研究。【再掲】

課題

デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や、新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材、規制・制度に関する専門知識を有する人材等が不足。

県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに、地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

デジタル技術を活用したサービスをデジタル技術への苦手意識があることから活用が進まない。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。

特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保育の質の向上」を図る必要がある。

更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。

こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。

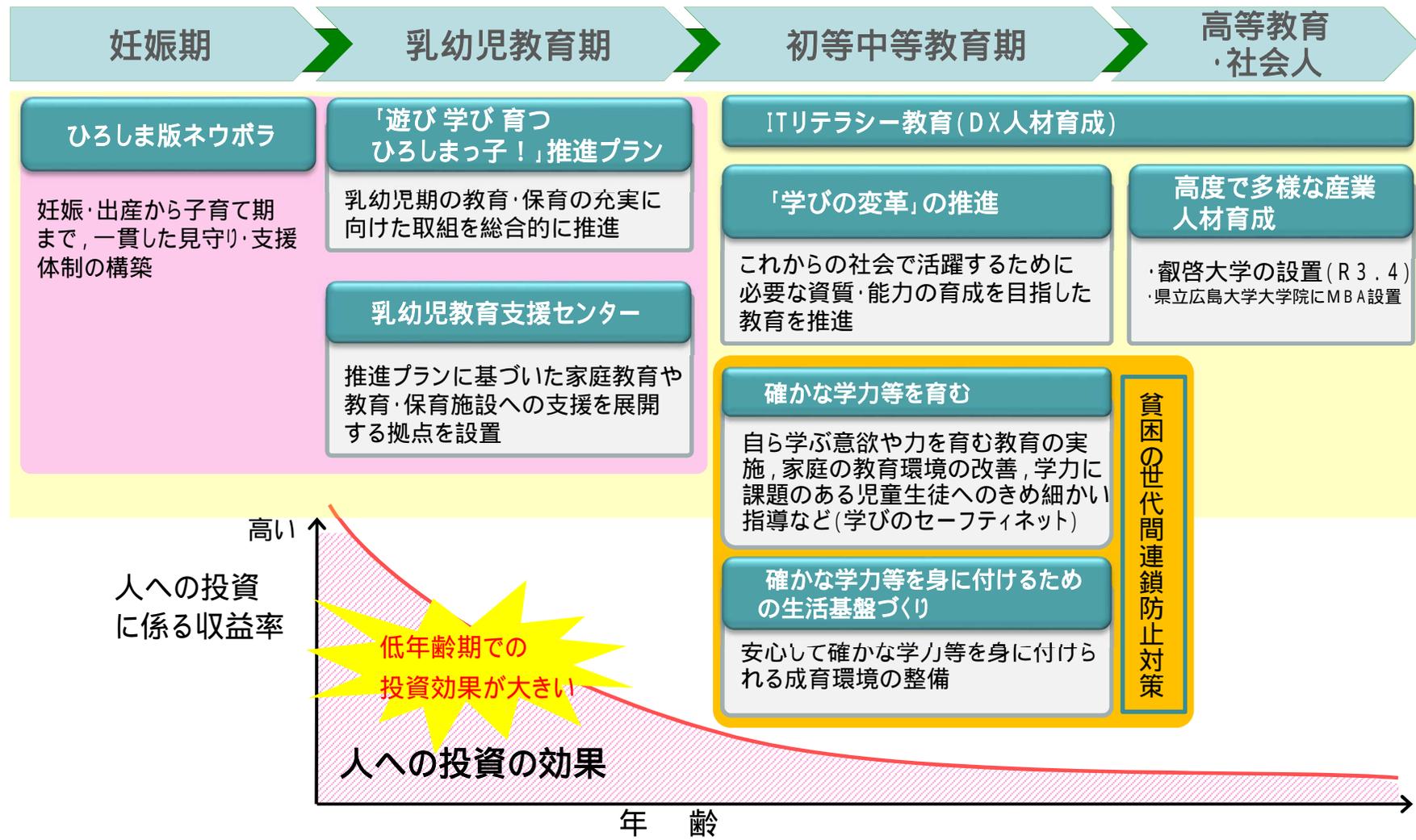
また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。

こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く押し進めていただきたい。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成



2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

全ての子育て家庭との面談や、医療機関、幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより、課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援に結び付ける仕組みを構築するために更なる財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

市町における子供の育ちに関する様々な情報を活用し、虐待や不登校などのAIを活用したリスク予測を行うことにより、支援を要する子供の早期発見や早期支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政措置の拡充を図ること。

AIを活用したリスク予測を行う際に、課税情報が活用できるよう法整備等の検討を行うこと。

国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めるに当たっては、本県のように同様の取組を先行して実施している自治体の取組を踏まえ、それぞれの取組がより効果的なものとなるよう、実態把握及び事前調整を十分に行うとともに、必要な環境整備を行うこと。

国への提案事項

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士等の確保

働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士等を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。

(2) 児童・生徒と向き合う時間の確保

児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充実を図ること。

3 学びのセーフティネットの構築

家庭の経済状況や児童生徒の学力、個々の発達特性や興味・関心等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、次のような取組に対する支援を拡充すること。

- ・ 小学校低学年からの学習のつまずきの解消を図る取組や、「個別最適な学び」の推進に向けた学校における学習環境の整備
- ・ 経済的に困難な状況にある家庭への就学援助等の更なる充実による教育費負担の軽減
- ・ 学校を核として地域の力を最大限に活用できる仕組みづくりを一層推進するなど、地域における子供たちの教育環境等の整備

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

4 大学・短大における単位互換制度の運用の弾力化

文理を問わず，県内全ての学生によるデジタルリテラシーの修得を促進する観点から，デジタル分野に係る単位互換制度の運用を弾力化すること。

具体的には，他大学の授業科目が，自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準について，一対一の対応関係が無くても単位認定を可能とする。

	必修科目	選択科目	自由科目	
【現行】	・他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に，内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定	・他大学の授業科目が，自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・他大学の授業科目が，自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定
【提案】	(デジタル分野に限り) ・他大学の授業科目が，自大学の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定		同上	同上

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

現状 / 広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

子育て家庭の安心感を醸成するため、市町のネウボラ拠点による定期的で完全な全数把握と、専門職を核とした関係機関等との連携により、全ての子育て家庭の状況を漏れなく・切れ目なく把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援サービスにつなげ、子育て家庭の不安が解消するまで見守り・支援する仕組みである「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。

現在、県内13市町において、「ひろしま版ネウボラ」に基づいた取組みを実施しており、R4年度からは、さらに3市町追加し、計16市町において実施予定。将来的に全23市町への展開を目指している。

【子供の予防的支援の推進】

ネウボラを含めた子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行うことで、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みの構築をモデル4市町において推進している。

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

「ひろしま版ネウボラ」の取組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。

【子供の予防的支援の推進】

市町の保有している情報を部局横断的に活用し、虐待、長期欠席、問題行動など様々なリスクのある子供及び家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。

子供の育ちに関するリスクは、家庭の経済的困窮が要因であるケースが多いため、AIのリスク予測の精度向上には課税情報を目的外利用する必要がある。

国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めようとしているが、先行して同様の取組を実施している自治体に新たにシステム改修等の負担が生じる恐れがある。

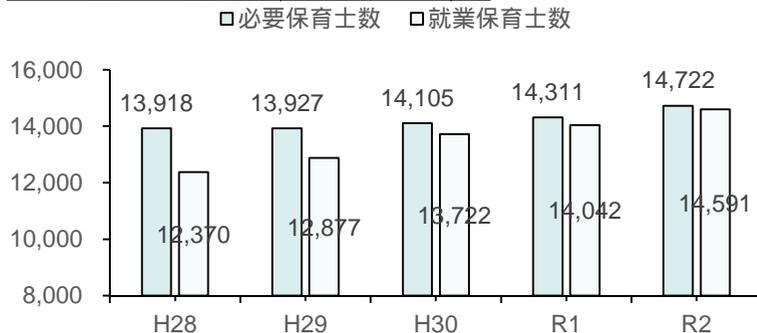
2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

現状 / 広島県の取組

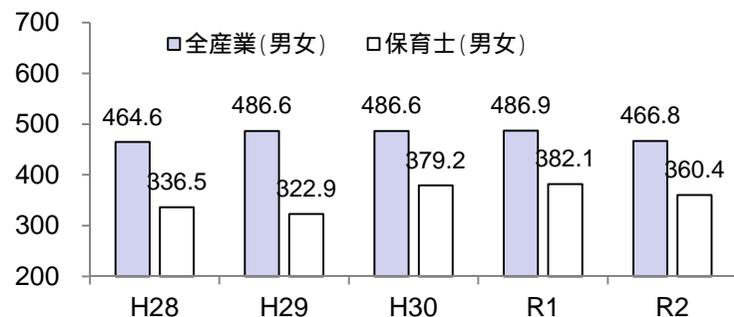
働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和3年1月時点で全国第13位)

保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

< 保育士の不足状況(広島県・推計) >



< 平均年収の状況(広島県) >



課題

働く女性の増加により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。

給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。

県単独で様々な施策に取り組んでいるが、必要保育士数を確保するのは難しい。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

現状 / 広島県の取組

国のAI戦略2019

「リテラシーレベル」として、文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することとされている。

本県の取組の方向性

魅力ある高等教育環境の構築に向けて、遠隔講義システムの導入を通じた県内大学のネットワーク化を進め、文理を問わず、県内どこの大学においても、思考・判断の基盤となるデジタルリテラシーを身に付けることができる環境を整備する。

【参考】安心 誇り 挑戦ひろしまビジョン(R3～12年度)

10年後の目指す姿

各学校段階において、インターネットやデジタル機器・技術に関する知識や利活用する能力等が育成されるなど、日本で最高レベルのデジタルリテラシーを身に付けることのできる教育が実現しています。

課題

デジタル分野の教員不足

全国の大学により構成される「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」が全国の大学・大学院を対象に実施した調査によると、数理教育については約50%の大学、データサイエンス・AI教育については約60%の大学で教員が不足している。

現行の単位互換制度における制約

単位互換の単位認定基準について、必修や選択等の科目区分に応じ、自大学の授業科目の内容・水準等との一対一の対応関係や特定の科目群との同等性が必要とされており、大学間の単位互換の促進に支障を来している。

【関係法令】

大学設置基準第19条第1項

令和元年8月13日付文科高第328号別添3「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

カーボンリサイクル技術に係る実証研究拠点整備の加速

国への提案事項

1 大崎上島の実証研究拠点への革新的・先導的取組の集中

大崎上島におけるカーボンリサイクル技術に係る実証研究の取組を、2050年に向けた長期的国家プロジェクトとして位置づけ、カーボンリサイクル技術に係る革新的、先導的な取組を集中させること。また、IGCCとカーボンリサイクル技術を組み合わせた、ネットゼロカーボン火力発電技術の開発を推進すること。

2 拠点機能の継続的な維持・強化

カーボンリサイクル技術に係る実証研究を行う者が、大崎クールジェンから供給される高純度のCO₂を、継続的に安価で活用できる仕組みを構築すること。

国の関連研究開発事業において、当該拠点での取組や拠点のCO₂を活用するなど関連する取組に対する優先枠、補助率等の優遇制度を設けること。

国際的拠点となるために必要な生活・研究環境の充実に、地方公共団体が取り組む場合、インフラ整備等に係る財政措置(初期費用、運用、維持経費含む。)を講じること。

3 CO₂削減に寄与する製品の市場創出

カーボンリサイクル技術の社会実装やカーボンリサイクル製品の普及を加速するため、民間企業が開発に取り組むインセンティブとして、公共調達の推進などのCO₂削減に寄与する製品の需要喚起策や海外展開の支援などの環境整備を進めること。

【提案先省庁：経済産業省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
カーボンサイクル技術に係る実証研究拠点整備の加速

広島県は、国の取組と連携し、カーボンニュートラルのショーケース化を目指します

現状 / 広島県の取組

各国がカーボンニュートラル実現に向け動き出す中、我が国においても、昨年、菅首相が2050年のカーボンニュートラル実現を宣言、作成したグリーン成長戦略において、重点分野の一つとしてカーボンリサイクル技術があげられた。

国は、「大崎上島をカーボンリサイクル技術に係る実証研究の拠点として整備」と表明し、令和2年度からNEDOを通じ整備事業を開始した。

広島県は、この取組と連携しながら、関連企業や研究者等の集積を図り、地域経済の振興を図るため、公共調達などの制度活用を検討しつつ、関係者による協議会を設立するとともに、推進構想を作成することとしている。

課題

温暖化対策と産業振興、エネルギーの安定供給を同時に解決する必要があること。

難易度の高い技術開発・実用化を短期間で実現するためには、資金、人材等を集中し取り組む必要があること。

国が進める大崎上島拠点化のイメージが明確になっておらず、整備方法や運営方針等を地元を含む関係者で共有する必要があること。

大崎上島の拠点化や実証研究のためには、大崎クールジェンで分離・回収されるCO₂が前提となるが、現状では大崎クールジェンプロジェクトが2022年度で終了した後の稼働計画が未定であること。

欧米を始めとする世界中で関連投資が増額されている中、我が国の競争力を高めるためには、政府投資の継続に加え、民間投資の促進が必要であること。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

Well-to-Wheel評価による取組の加速

国への提案事項

1 カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業の取組の加速について

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門においては、Well-to-Wheel Zero Emission 達成のための多様なアプローチによる取組が必要であることから、モビリティの電動化の拡大だけでなく、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高効率化及び低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等の技術開発について、引き続き支援すること。

なお、運輸部門におけるグリーンイノベーションの推進に当たっては、国内産業の競争力強化を図る観点から、わが国に優位性のあるクリーンディーゼルの技術が2050年カーボンニュートラルに貢献できる技術の一つである点を十分考慮すること。

- カーボンニュートラル実現に向けては、内燃機関の一層の高効率化と電動化の推進の両立が必要であることから、電動化推進のための生産拠点・設備整備、技術開発、人材の育成・確保や、地元サプライヤー等の事業の高度化や事業転換・事業再構築など企業活動の継続強化に向けた投資や企業間連携・再編等に向けた支援を充実すること。
- 今後の産業活動に必要な、グリーン燃料の実用化に対する支援やカーボンニュートラルな電力の安価で安定的な供給に向けた対策を講ずること。

2 車体課税の見直しについて

車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、コロナ禍による市場への影響に配慮するとともに、Well-to-Wheelによる環境性能の客観的評価を基準とした公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省，国土交通省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化 = エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関の高度化や電動化の推進、燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelの観点が重要である。

国の取組状況等

【成長戦略 実行計画】

2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。

【2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略】

成長が期待される14分野で課題と対応、工程表を策定
〈自動車・蓄電池産業〉

- ✓ 遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車(ハイブリッド車含む)100%を実現へ。商用車についても2021年夏までに検討を進める。
- ✓ この10年間は電気自動車の導入を強力に進め、電池をはじめ、世界をリードする産業サプライチェーンとモビリティ社会を構築。

【令和3年度与党税制改正大綱】

- 燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、新燃費基準(Well-to-Wheel評価)の達成度に応じて減免する仕組みに切り替え。
クリーンディーゼル車については、2年間の激変緩和措置を講じた上で、エコカー減税等の免税対象から除外。
自動車関係諸税については、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

新型コロナウイルス感染症による環境変化に対応し、旅行需要を早期に回復させるため、観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要であり、その役割に相応する財政的基盤の強化は急務である。このため、

1 国際観光旅客税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収が落ち込んでいるが、今後、一定の税収が確保された後は、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと

- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁:内閣府,観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 DMOによる観光地経営の推進

現 状

国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO⁽¹⁾を核とする観光・ブランドづくりを推進

1:日本版DMO:198法人,日本版DMO候補法人:97法人が登録を受けている。(2021年3月31日現在)

(一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した(2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により激減している)。

広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)		前年比(%)
		2019年	2020年(速報値)	
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	601,960	13.7%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	45,410	15.7%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	18,030,570	15.6%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2021年度は約261億円の予算が充当されている。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、外部専門人材の登用やDMOの人材育成、安定財源の確保に向けた関係者との合意形成に対する支援に充当(2021年度予算5.4億円)されている。

国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが⁽²⁾、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

2:ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③ DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2021年度は約261億円を予算計上。

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 DMOによる観光地経営の推進

課題

DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。

事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。

DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。

構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

国際観光旅客税の用途についての課題

国際観光旅客税の大半は、2021年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備、JNTOによる情報発信、国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。

その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。

計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

生産性の高い持続可能な農業の実現

国への提案事項

意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業の実現に向けた施策を講じること。

1 地域の核となる担い手の経営力向上に向けた支援策の充実・強化

- 農業経営相談所が農業者に対して行う土業等の専門家派遣については、発展意欲のある農業者の経営課題の解決や企業経営への転換を推進するため、上限交付額の撤廃など制度の充実を図ること。

2 農業基盤の整備に必要となる農業農村整備関係予算の確保

- 収益性が高い園芸作物の生産拡大と生産性の向上、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる農地の整備に必要となる、農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保すること。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
生産性の高い持続可能な農業の実現

国への提案事項

3 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価の見直し

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定し、事業効果を適正に評価することにより、必要な予算を継続的に確保すること。

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

- 肉用牛肥育経営の持続的な経営の確立のため、枝肉価格の急激な低下などにより負担金が大幅に変動したり、生産者積立金が不足しないよう、経営の基礎となる肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)のセーフティネット機能が、万全に発揮できる制度見直しを講じること。

【提案先省庁：財務省，農林水産省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
生産性の高い持続可能な農業の実現

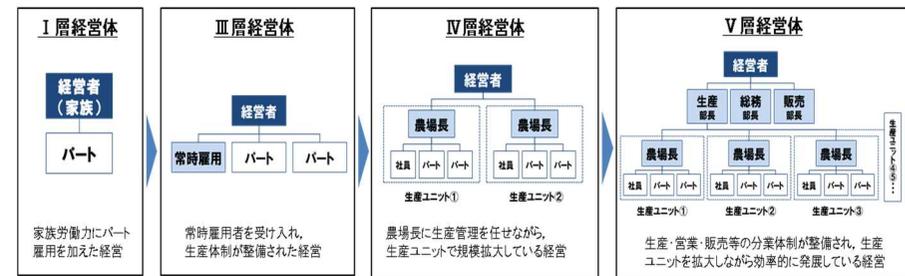
課題

家族労働力が中心である農業者が雇用労働型経営への発展を進めるためには、経営ビジョンの作成等を通じ目指す姿を描くとともに、その実現に向けた経営課題を明確にする必要がある。

雇用労働型経営等への転換に当たっては、雇用人材の定着・育成に向けた労務・人事管理、生産性向上に向けた生産工程管理、また、農業経営の法人化などの課題解決を図るため、土業等の専門家による重点的な指導が不可欠である。

この支援策として、農林水産省は、農業経営者サポート事業を実施しているが、令和3年度において上限交付額(10万円/経営体)が設定されるなど、課題解決に向け十分な支援が行える体制が構築されていない。

経営発展のプロセス



現状/広島県の取組

- 発展意欲のある農業者の企業経営への転換を推進し、企業経営体が地域農業を牽引する構造の実現を目指している。
- 農林水産省が実施している「農業経営者サポート事業」等の専門家派遣を活用することにより、次のような効果が得られている。

➤ 家族労働中心の農業者(Ⅰ層)

常時雇用者を導入した経営(以下、「雇用労働型経営」という。)へ転換を推進するため、土業等の専門家と連携し、将来の経営ビジョンの作成やその実現に向けた個別課題の解決を支援

➡ **常時雇用者の確保・定着に向けた就業規則の整備や法人設立する農業者が増加**

➤ 企業経営を目指す農業者(Ⅲ層)

経営コンサルタント等の協力を得ながら人事管理や予実管理などの仕組みづくりを推進

➡ **農場長の育成などに取り組みながら、企業経営へ発展しようとする農業者が増加**

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
生産性の高い持続可能な農業の実現

現状 / 広島県の取組

- 担い手が収益性の高い園芸品目を安定して生産し、規模の拡大へつなげることができるよう、**農業基盤の整備**に取り組んでいる。

【取組の例 キャベツ】



- 安定した消費地(広島市等)を抱え、また、多様な気象により周年生産が可能となる強みを生かし、**園芸団地の整備や水田の畑地化(排水対策)**に取り組んでいる。

【取組の例 レモン】



- 日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要を生かして、**機械導入により効率的な生産が可能となるよう樹園地の整備**を進め、生産規模の拡大を図っている。



課題

生産品目の「**品質と収量の確保**」と「**生産経費の削減**」を実現できる**農地**を担い手へ集積することが重要。

広島県の農地は、狭小の区画の農地の割合が多く、また、園芸品目の栽培に適した農地が少ないことから、引き続き、必要となる**農地整備などを行う必要**がある。



《園芸団地の整備（区画整理，かんがい排水等）》



《水田の畑地化（暗渠排水，明渠等）》



《生産性の高い樹園地の整備（区画整理，客土，園内道整備等）》

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
生産性の高い持続可能な農業の実現

現状 / 広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積()	56,900ha
うち担い手が利用する面積()	26,174ha
担い手への集積率(/)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

課題

担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

	H25	R元	R2(計画)
(目標)	11,200ha	> 20,300ha	> 22,000ha
(実績)	10,586ha	> 13,152ha	
		(R元目標との乖離	7,148ha)

一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	8,800	
実績	面積 (ha)	380	1,187	978	940	735	406	552	5,178
	筆数	2,985	8,947	6,181	6,641	5,445	2,791	3,928	36,918
うち園芸品目 (ha)	1	30	39	53	75	52	80	330	
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	14.5%	6.4%	

担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較 (H30農業経営統計調査)
水田30千円に対し、
野菜 183千円 (6.1倍)
果樹 193千円 (6.4倍)
花き 271千円 (9.1倍)

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
生産性の高い持続可能な農業の実現

現状 / 広島県の取組

本県では、標準的販売価格が急激に低下したため、令和2年4月から交付金単価が大幅に上昇し、令和2年度の生産者負担金が、昨年度の1万2千円/頭から6万円/頭(肉専用種)と高額となった。

また、令和2年5月に生産者負担金の積立額が不足し、交付金は国庫分のみの交付となっている。

本県では、運転資金の調達に苦慮し収益の悪化が懸念される肥育経営体に対し、融資期間の延長や利子補給により融資条件の緩和を措置した。

併せて、和牛肉が家庭などで消費され、滞留せず、安定出荷されるよう、国庫を活用した学校給食の取組や、インターネット販売の推進などに取り組み、需要を喚起している。

県内和牛飼養頭数と牛マルキン登録生産者の飼養頭数(R2)

県内和牛飼養頭数	牛マルキンに係る飼養頭数	割合
6,234頭	5,561頭	89.2%

飼養頭数は、令和2年2月1日現在の牛トレサデータより。

令和2年の交付金の交付状況(広島県の肉専用種)

単位:円/頭

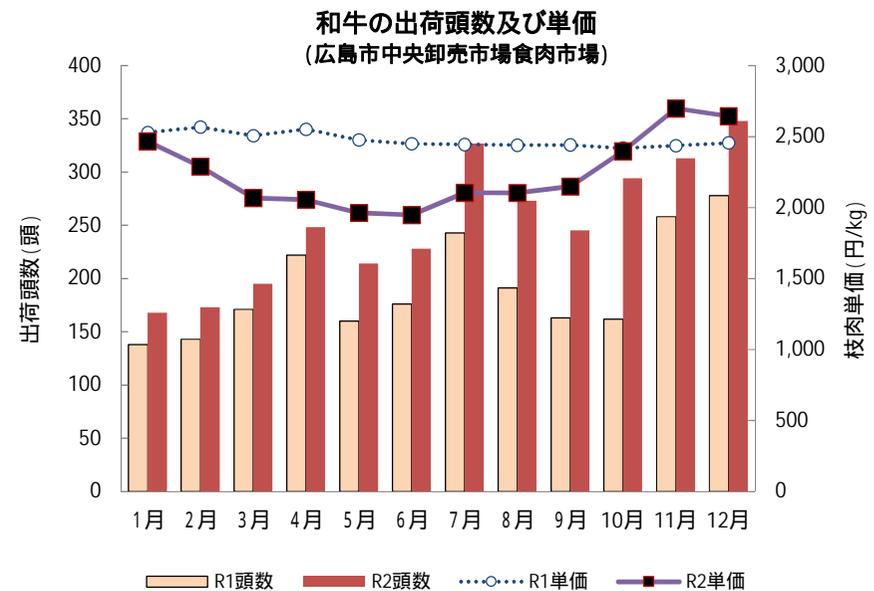
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
50,629	44,248	176,936	247,123	168,283	173,079	113,867	124,741	95,891	40,391	-	-

5月以降は、生産者積立金が枯渇し、交付金は国庫分のみ。

課題

【課題】

枝肉価格の急激な下落により、短期間に制度の運用改正を重ねたため、交付金単価、生産者負担金単価や生産者負担金の猶予期間などの見通しが立たず、肥育経営の不安が増している。



単価は、去勢A4等級の平均。

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。

企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。

東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。

本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京圏一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても、中小・中堅企業の攻めの経営を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

【提案先省庁：内閣府，経済産業省，厚生労働省】

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現 状

人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降9年連続転入超過。

企業ニーズと施策のアンマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが, 雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が, 本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で, 現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症の拡大により, 東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。

企業の地方移転の促進に向けて実態把握, 施策の明確化や効果検証等を行いながら, 成果を挙げていく必要がある。

地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2020】

東京一極集中の是正は地方創生のみならず国全体の危機管理の観点からも, 重要な課題であることから, 多核連携型の国づくりを目指す。また, 観光・農林水産業・中小企業など, 地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進する。

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年3月末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現状 / 広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和2年3月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	56,380	11,980
広島県	1,976	475()

() 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、947件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和2年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	計
補助件数	20	33	34	40	53	180
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	72
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	40.0%

令和2年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が29件(54.7%)と、件数・割合とも過去最高。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約15万人(2019年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。

新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。

地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取り組みが重要である。

3 東京一極集中の是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 法令の可能規定や任意規定，事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

抜本的な見直しへの道筋

- ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 閣法や議員立法の成立過程において，地方の意見を聴取する場を設置すること。
- ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し，真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに，確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

現 状 / 課 題

1 地方分権改革の一層の推進

国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。

抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え、立法の分権を行い、停滞している地方分権の議論を新たなステージに押し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

「人口の移動理由」を把握するための全国統一的な調査を実施

東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。よって、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

↑
「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

東京圏への一極集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題が発見できる

【提案先省庁：内閣府，総務省】

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景 / 現状

東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。

(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)

しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない()。

人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、“現状”を把握できる調査とは言えない。

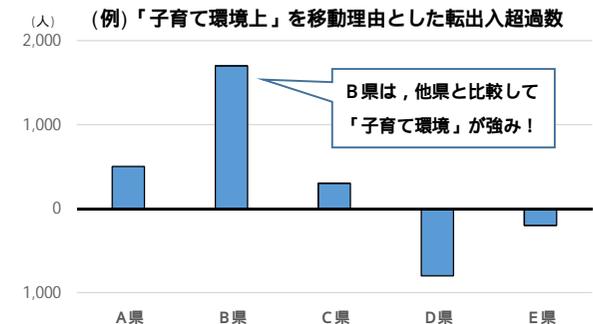
(調査対象世帯数(2016年)：全国6万，広島県1.6千)

課題

東京圏への一極集中が拡大している一方で、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。

この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析し、焦点とすべき課題を明確にする必要がある。

また、自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題を明らかにして、地方への人口移動を促す、実効性の高い施策を検討する必要がある。



4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

1 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。

心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。

避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（冷暖房の設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。

災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府，財務省，経済産業省，文部科学省，厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状 / 広島県の取組

【災害救助法】

救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
救助内容	避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。

- ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
- ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題 / 目標

【災害救助法】

被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、

- ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
- ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置, トイレの洋式化等)に対する財政措置

応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受け入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和3年度予算の状況

防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)

47億円(前年度比87.0%)

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合()	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 健康づくりの推進

国への提案事項

1 「健康経営」推進のためのデータ活用に係る体制整備

「健康経営」を実践する企業の拡大を促進するにあたり、PHR(パーソナルヘルスレコード)を活用した従業員の健康づくりへの効果的な介入方法を確立するため、国において、自治体が行う先行的な取組とも連携を図りながら、診療情報や薬剤情報などの保健医療情報を統合・一元管理し、PHRを保健指導に加え、分析業務などの二次利用にも活用できる環境整備を行うこと。

2 がん検診受診率の向上に向けた取組

(1) がん検診の実施主体の法的明確化

効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

(2) データ収集の仕組みの構築

職域におけるがん検診について、対象者数・受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

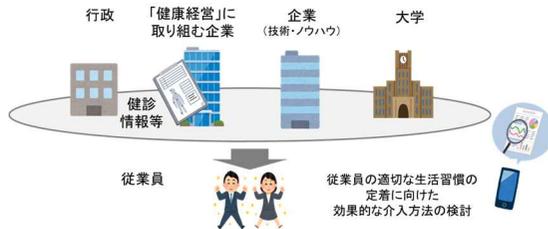
【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) 健康づくりの推進

広島県の取組

【「健康経営」の推進】

「健康経営」に取り組む企業や大学等と連携した実証試験
県内中小企業を中心に、「健康経営」の導入・定着を支援 など



【がん検診受診率の向上】

がん検診受診率向上に向けたキャンペーンを実施
市町の受診勧奨を支援(効果的な勧奨手法等の研修実施,
協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等)

現 状

県内従業員の約8割を占める中小企業では、「健康経営」の
取組が十分に進んでいない。R元 2.7% (1,452社/54,570社)

がん検診受診率が低迷している。(R元 国民生活基礎調査)

受診率	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
広島県	41.3 %	45.9 %	41.0 %	43.6 %	43.9 %
全 国	42.4 %	49.4 %	44.2 %	43.7 %	47.4 %

課 題

【「健康経営」の推進】

若年期からの適切な生活習慣を身に付けるための健診情報等
のPHRを活用した効果的な介入方法が確立できていない。

効果的な介入方法の検討を行うために必要な健診情報等PHR
の活用を容易に行うことができない。

【がん検診受診率の向上】

がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされている
が、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、
実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。

職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的
的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害
する大きな要因となっている。

目 標

【「健康経営」の推進】

「健康経営」に取り組む中小企業数 5,600社 (R7)

【がん検診受診率の向上】

5つのがん検診受診率 50%以上 (R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

国として広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

課題

災害による長期間の運休やコロナ禍の影響のため、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。

官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。

コロナ禍の影響による利用状況の変化のため、鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。

鉄道事業が健全かつ円滑に運営されるよう経営基盤の安定化を図る必要がある。

鉄道事業法の現行制度では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。(鉄道事業法第28条の2)

鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じる必要がある。

現状 / 広島県の取組

【広島県の現状】

平成30年7月豪雨災害により、長期間不通となったJR芸備線の利用者数は回復途上にとどまっている。

【鉄道事業の現状】

JR西日本は、コロナ禍の影響による利用状況の変化に対応するため構造改革を迫られているとして、ローカル線の維持が困難であると表明した。(令和3年2月18日)

JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は、営業損失を補うことができるよう、経営安定基金の設置ほかの支援を受けている。

【広島県の取組】

本県では、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設(令和2年度)し、沿線の市町や協議会等と連携して鉄道利用促進の取組を進めている。

[参考:JR芸備線及び福塩線の状況 平均通過人員(人/日)]

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
芸備線 広島～備中神代間	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323
福塩線 福山～塩町間	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 特定空家等^()の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階においても除外できるなどの仕組みや基準を明確化すること。

代執行に至る手続きのうち、特に所有者等の探索範囲を合理化するために、調査すべき公的書類を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。

市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。

即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。

2 財政措置の拡充

補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。

代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を

緩和すること。

事業主体	地方公共団体	
負担割合	国費	4/10
〔除却等に要する費用は が補助対象限度額〕	地方公共団体	4/10
	地方公共団体	2/10

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり (4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標⁽¹⁾と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (2)	約44,300戸	推 計 値	R5(2023)までに 約7,600戸増加【5年間累計】 R10(2028)までに 約13,000戸増加【10年間累計】
---------------	----------	-------	---

- 1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定
- 2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。

しかし勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとされているが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。

法令やガイドライン等において、調査すべき公的書類が明確化されていないため、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が膨大となり、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。

現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続を踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、地方負担分の4/10に加え、残りの2/10も市町が負担せざるを得ない。

代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所，社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

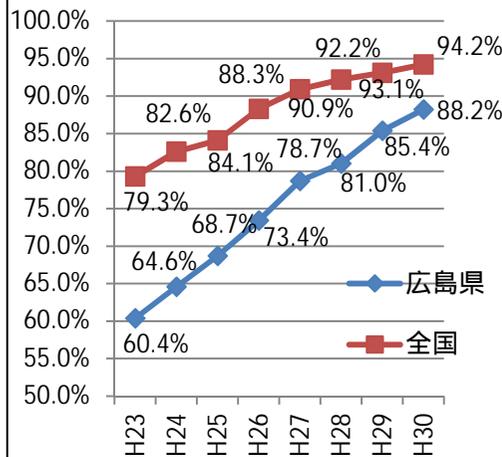
【提案先省庁：総務省，財務省，厚生労働省，国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



〔防災拠点となる
公共施設等の耐震化の状況〕

(総務省消防庁の公表データ(消防白書)より)

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状 目標	主要な施策(下線付は新規又は強化する施策)
多数の者が利用する建築物 (該当棟数:約2,000)	耐震化率 91.3%(R2) 96%(R7) [R12に100%を目指す]	市町の補助制度の継続,創設の促進 <u>計画的な耐震化に向けた指導</u> 所有者への意識啓発
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物 (該当棟数:44) 【重点】	公表した耐震化状況の更新 <u>対象建築物の耐震化に向けた指導等</u> 民間建築物の耐震改修への支援 公共建築物の計画的な耐震化
	防災業務等の 中心となる建築物 (該当棟数:52) 【重点】	公表した耐震化状況の更新 公共建築物の計画的な耐震化
	広域緊急輸送道路 沿道建築物 (該当棟数:約220) 【重点】	<u>公表した耐震化状況の更新</u> <u>対象建築物の耐震化に向けた指導等</u> 民間建築物の耐震改修への支援 公共建築物の計画的な耐震化
住宅 【重点】 (補助想定戸数:約1,500)	耐震化率 84.5%(R2) 92%(R7) [R17に100%を目指す]	<u>市町の補助制度の改善への支援,創設の促進</u> 所有者への意識啓発

1 不特定多数の者が利用する建築物(病院,店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校,老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により,広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり,消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

課題

令和4年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化を推進していく必要がある。

義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。

- ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物
- ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
- ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等

住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。

耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ³	課題等	R3予算編成の状況
		対象棟数	耐震改修未実施			
多数の者が利用する建築物	大規模建物 ¹	261	44	国(補助金) 1 / 3 地方 11.5% ~	地方の財政負担が大きい。 財政措置の拡充 (特別交付税の措置率 1 / 2の嵩上げ) 耐震化への意識不足 地方に加え国においても 啓発強化	防災・安全交付金 R3:8,540億 ⁵ (対前年度比109%)
	広域緊急輸送道路沿道建築物	265	約218 ⁷	国(補助金) 2 / 5 地方 1 / 3 ~		
	防災拠点建物 ²	848	62	国(補助金) 2 / 5 地方 1 / 3 ~		
住宅		約122万	約19万	補助限度額100万円 国 1 / 2 地方 1 / 2 ⁶	補助制度の拡充が必要	
保育所	公立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私立	109	79	国1 / 2 地方1 / 4	(保育所等整備交付金)	R3:496億 ⁵ (対前年度比63%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国1 / 2 地方1 / 4 ⁴	財政措置の充実が必要	R3:897億 ⁵ (対前年度比90%)

- 1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの
- 2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。
- 3 補助制度は、原則の補助率であり、S値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。
- 4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)
- 5 施設の耐震化以外の事業を含む。
- 6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%かつ83.8万円が補助限度額)
- 7 耐震診断を実施中のもの等があるため概数

4 安心・安全な暮らしづくり

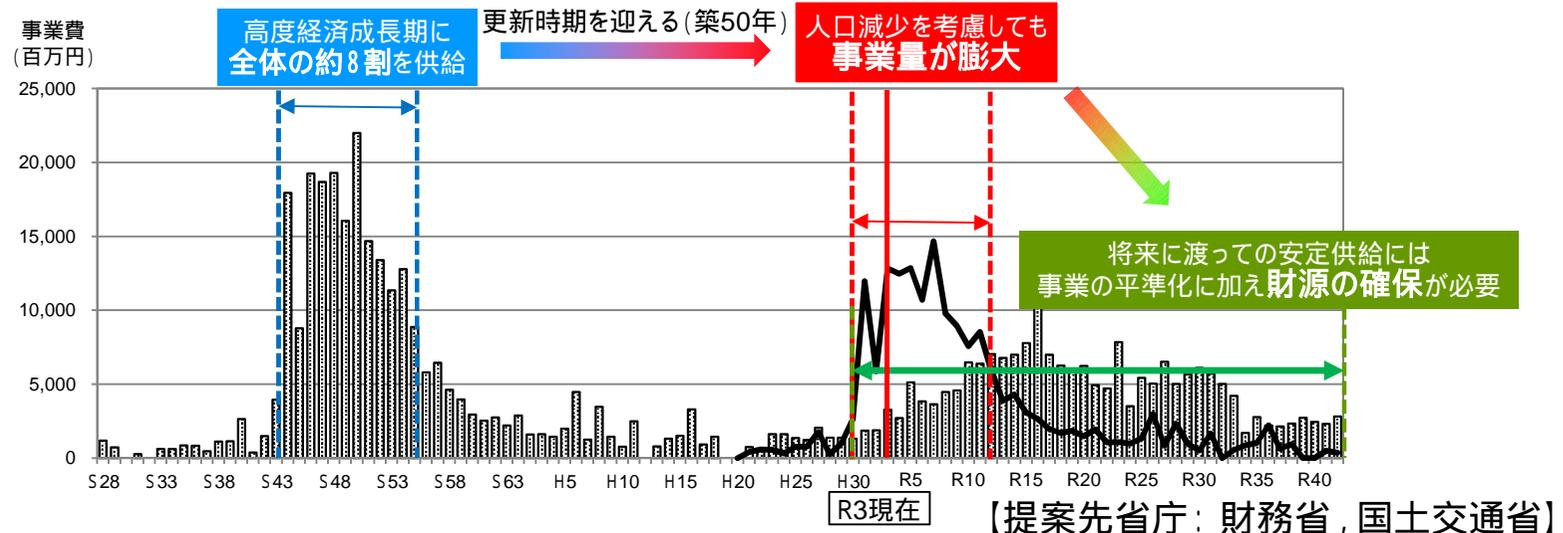
(6) 安定した公営住宅の供給

国への提案事項

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援

住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅は、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。高度経済成長期に建設した公営住宅が、集中して更新時期を迎えるため、長寿命化工事により事業の平準化を行いながら、計画的かつ着実に建替事業の推進を図る必要があるため、次のとおり要望する。

公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)



4 安心・安全な暮らしづくり (6) 安定した公営住宅の供給

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状 / 広島県の取組

(現状)

約1万6千戸の県営住宅を管理しているが、昭和40~50年代に建設された住宅が約80パーセントを占め、建築後50年を経過し始めていることから、今後一時期に集中して更新時期を迎える。

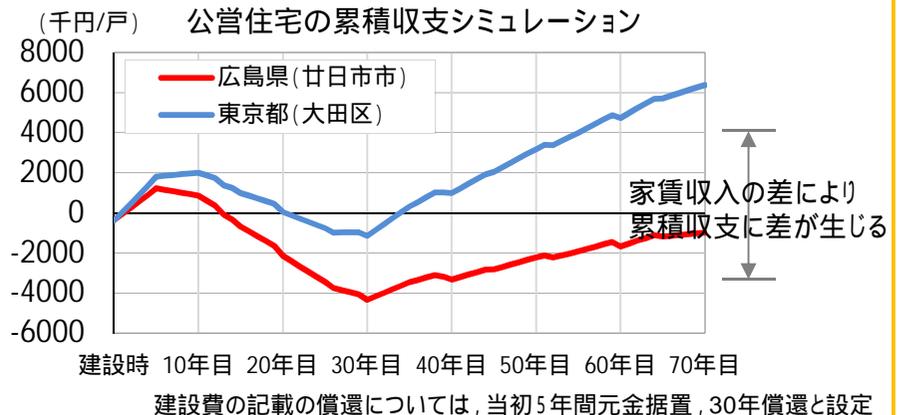
(広島県の取組)

人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量を中長期的に統廃合により削減しつつ、地域ごとの需要の多寡も考慮し、需要の多い地域では最大限整備する一方で、需要の少ない地域では近隣団地への統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取組むこととしている。

- さらには、県営住宅の長期的な安定供給を図るため、長寿命化等により建替時期を分散化させ、極力事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。
- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

国への提案事項

1 都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備

災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。

都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

2 逆線引きの推進に係る支援

- 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。
- 逆線引きに伴い生じる固定資産税・都市計画税の評価・課税上の課題に対する助言などの支援を行うこと。



【平成30年7月豪雨の被災例】

3 財政措置の拡充

- 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
 - ・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

【提案先省庁：総務省，農林水産省，国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所、約12万人が居住(推計)

都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引きの取組の推進が必要

都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) 10万人以下(R12)
- ・未利用地で令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 - ・市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域における自己用住宅の開発が原則禁止
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。

逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

土地所有者の全員同意を前提とした県内の逆線引きの前例では、相続未登記で所有者不明や同意が得られないなど、手続きが難航している。

逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

固定資産税等の評価・課税において、土地一筆に逆線引きにより市街化区域と調整区域が混在する場合の、地積算定や減価補正などの整理が必要となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用，外国人材の活躍を促進する環境の整備

制度の普及と運用について，国の責任において実効性のある対策を実施すること。

- ・ 県内企業等において人材需要の高い，特に，警備業，倉庫業について，地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
- ・ 特定技能制度の普及に向けた，要件や手続きの簡素化・明確化，十分な情報発信と相談窓口機能の強化
- ・ 地域の持続的発展にも配慮した，大都市その他の特定地域への集中の防止策

中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において，外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう，必要な支援措置を国において講じるとともに，地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置（初期費用，運用，維持経費含む）を講じること。

- 例
- ・ 外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや，企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修，外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
 - ・ 企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど，ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

- ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
- ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。

- ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
- ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(都道府県に対する地方財政措置の充実)

多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。

- ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
- ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
- ・災害時の多言語情報の提供

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

出入国制限が長期化する中、必要な次の措置を国の責任において講じること。

- ・出入国手続等の情報提供の徹底
- ・入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置
- ・在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
- ・制限緩和後の円滑な出入国のため、出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
- ・帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

現状 / 広島県の取組

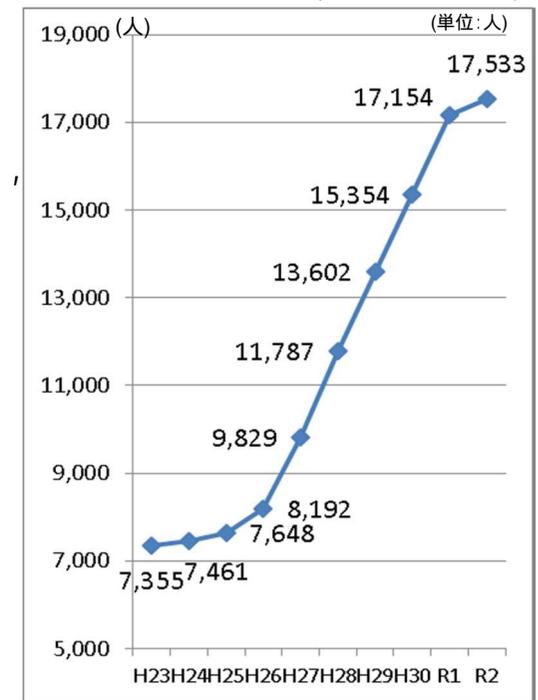
- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
- ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27年以降急激に増加し、H26年の約2倍(17,533人、全国5位(R2.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,438中3,371事業所)、100人未満を含めると8割(5,438中4,403事業所)に達する(R2.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心に572人となっている(R2.12末、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R2年12月末時点)

単位:人

	総数	業種別																
		介護	ビルクリーニング	素形産業	産業機械	製造業	電気・電子情報関連産業	電気・情報通信	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	食品製造	飲食料製造	外食業
全国	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998			
広島県	572	8	18	53	59	36	29	106	3	-	-	39	57	156	8			

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営

(交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)

(交付対象)全地方公共団体

(補助率,限度額)整備...10分の10,外国人住民数に応じ200~1,000万円

運営...2分の1,外国人住民数に応じ200~1,000万円(地方負担については,地方交付税措置あり)

地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)

(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)

(交付対象)都道府県,政令指定都市など

(補助率,補助額)2分の1,上限なし(地方負担について,市町村:地方交付税措置あり,都道府県:地方交付税措置なし)

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

外国人材生活意識調査(令和3年2月) 生活上の課題

地域の人とコミュニケーションが取れない

病院でことばが通じない

日本の文化や習慣が理解できない, 災害時にどうしたらいいのかわからない など

技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年12月)

・入国制限による影響

計画どおりに実習が進まない企業の対応として, 元実習生の在留資格変更による補充が最多

・帰国困難者の状況

在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し, 実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多

・監理団体の声

・航空便が少ない, 航空運賃が高額であるなどの事情により元実習生の帰国の見込が立たない。

・在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している。

・入国後の待機場所の確保等に係る費用負担が増加している。

課題

「特定技能」制度の円滑な運用

・業界団体からの要望があり, また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については, 現在の就労可能な14分野に含まれていないため, 対応ができていない。

・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況, 登録支援機関の登録状況, 在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において, 個別企業等の相談・手続に時間を要している。また, 企業等において, 制度が複雑であるため, 理解や手続きのための負担感が大きく, 制度の利用が進んでいない。

生活者としての外国人が暮らすための環境整備

外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。

また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応

入国前の検査や入国後の待機措置等に係る費用負担増加に対する軽減措置や, 帰国困難な元技能実習生や, 留学生等で, 帰国を希望する者の早期帰国の実現や, やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(9) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

本県では、2050年までに瀬戸内海に流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組むこととしているが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。

また本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立し、代替素材商品の開発支援や企業マッチング等様々な取組を行うこととしており、こうした地方自治体が行う取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省，国土交通省，環境省】

4 安心・安全な暮らしづくり (9) 海洋プラスチックごみ対策

現状 / 広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっている。
- 広島県においても、新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年度中にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立する予定。

プラットフォームでは、海洋生分解性プラスチックといった代替素材商品の開発支援や各企業とのマッチングを行うとともに、ペットボトルの自動回収機の設置、県民への海岸等清掃活動への参加促進のための手法等、様々な取組を検討している。

環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課題

海洋プラスチックごみゼロを目指す仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラや紙等の代替物の普及・促進といったプラスチックの使用量削減、プラスチックの流出防止、プラスチックごみの清掃・回収、情報の収集・発信・共有といった対策が必要だが、効果的な仕組みが構築されていない。

マイクロプラスチックの調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中での挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(10) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより，県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので，訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め，次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また，地域行事への配慮等，県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
国の責任において，関係自治体及び住民へ，事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握，及び必要な対策の実施

騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに，測定結果を早期に提供すること
学校等の防音対策など，騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること
また，訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること

(新たな財政措置の方法例) ~ 防衛施設周辺生活環境整備法の見直し(拡充・緩和)
・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした，空域下の自治体への交付金の創設
・米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
・学校等の防音対策基準の見直し

空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと

また，硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと

空母着艦資格取得訓練(CQ)については，訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
岩国基地滑走路の運用時間(6:30~23:00)を厳守すること

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。

米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。

米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀肅正を米側に申し入れること。 【提案先省庁：外務省，防衛省】

現状・課題

岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機,騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	令和2年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	6,624回	2,752回(1.7倍)
(主な地点)				
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	3,932回	1,610回(1.7倍)
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	991回	294回(1.4倍)

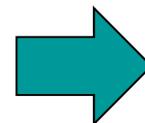
・さらに、訓練空域では、100dB以上(電車が通っているガード下)の騒音発生日数は倍増
【北広島町西八幡原】
(H29) (R2)
6日 11日(1.8倍)

しかしながら、国の騒音被害対策は、飛行場近辺の騒音にしか対応していない。

現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

【再編交付金】
〔対象市町村〕 施設所在地と、隣々接市町村まで
〔対象都道府県〕 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】
〔対象市町村〕 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも被害対策が実施できるよう改正が必要

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、令和4年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 公共施設等の適正管理の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実状も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状及び課題

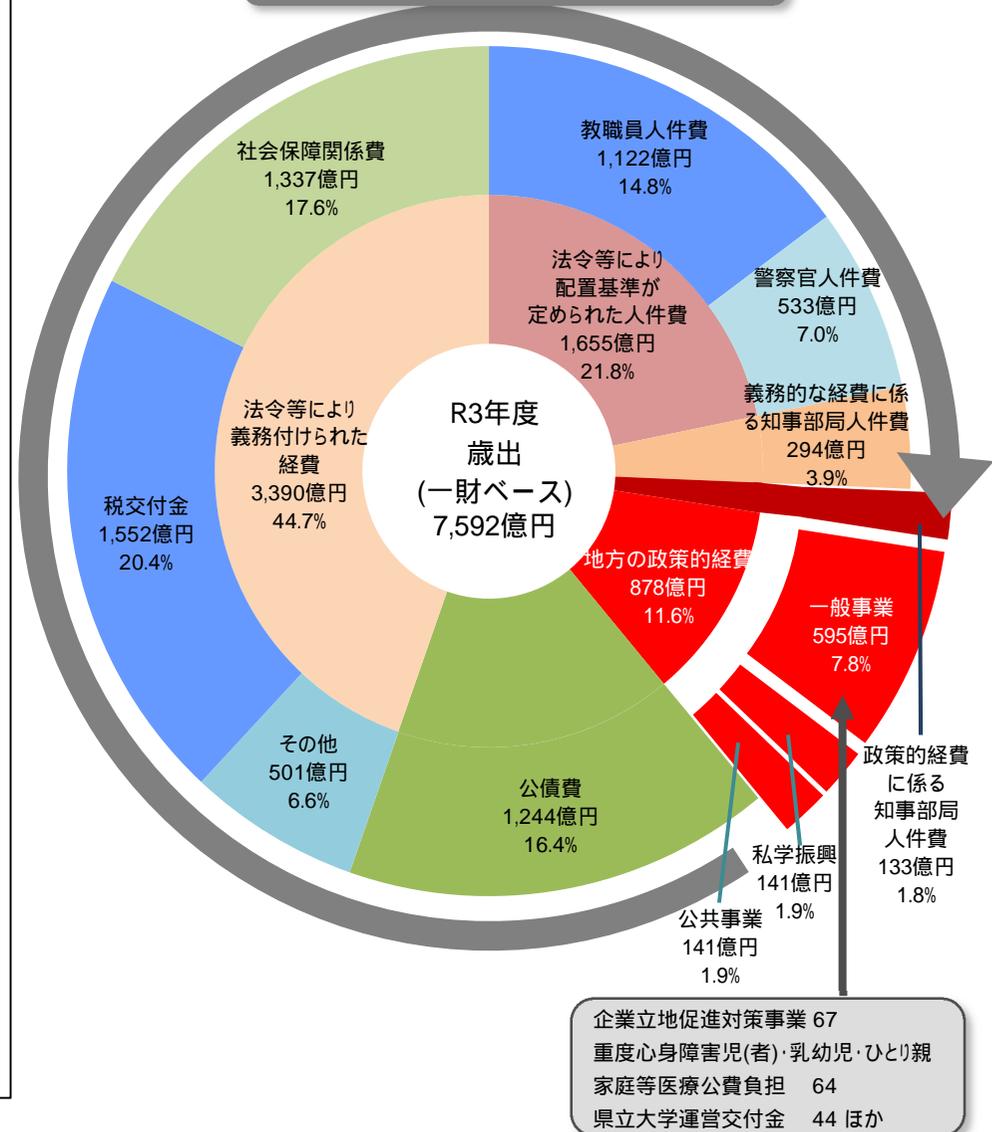
- 令和3年度地方財政計画においては、前年度を実質的に上回る62.0兆円が確保されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収の中、臨時財政対策債の増額により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R2地方財政計画	61.8兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
前年度比	+0.2兆円	3.5兆円	+0.9兆円	+2.3兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆938億円(R3年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,592億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の87%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

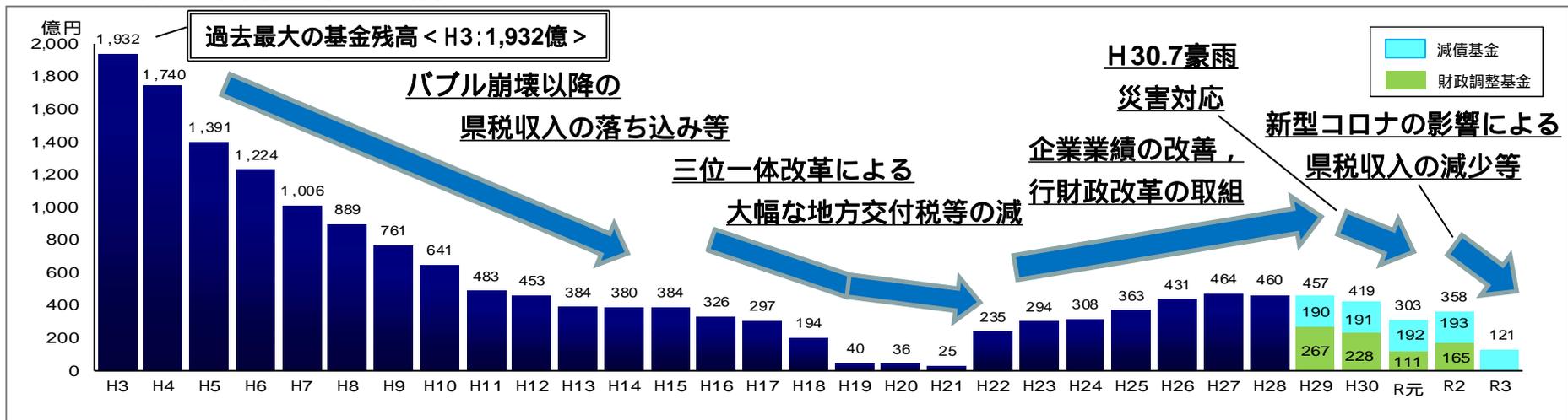
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともにこの10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 更に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が大幅に減少し、大幅な事務事業の見直しによって約25億円の一般財源を捻出した上でもなお財源が不足することから令和3年度末の残高見込は121億円まで大幅に減少し、財政調整基金の残高は県政史上初めてゼロとなるなど、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応やこの度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。
また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

広島県の財源調整的基金残高



財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、R元年度までは決算値、R2年度はR2年度2月補正予算後の見込み、R3年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
- ・ 過疎対策事業債については、ソフト分を含めて、前年度を上回る措置を行うこと。

2 合併市町への財政措置

合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

課 題

市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。

課題解決に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる中ではあるが、平成30年7月豪雨災害などの災害対応が優先され、特に予算・人員規模が小さい市町においては、大規模事業を並行して実施しながら期限内に取組を完了することは困難であることから、中・長期的な視点での安定的な財政措置が必要となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和3年度	令和2年度
公共施設等適正管理事業 (令和3年度まで)	4,320	4,320
過疎対策事業	5,000	4,700
旧合併特例債	6,200	6,200

現状 / 施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興経費などの需要もある中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 経営統合をする場合の、施設整備等に対する現行の財政措置の要件緩和や嵩上げなどのインセンティブの導入
- ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など

より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化 (3) 水道事業の広域連携の推進

現状 / 施策の背景・経緯

水道事業は、人口減少等による給水収益の減少や老朽化による施設の更新費用の増加などにより、年々経営環境は厳しさを増している。

広島県では、県内水道事業の経営基盤を強化するため、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」(水道広域化推進プラン)を策定した。

推進方針では、県内水道事業の経営組織の統合(経営統合)に取り組み、統合への参画が困難な市町においては、共同研修など経営統合以外の連携に取り組むこととしている。

経営統合については、県と15市町で、令和3年4月に基本協定を締結し、令和4年11月の水道企業団の設立、令和5年度からの事業開始を目指し、具体的な準備に着手している。

なお、令和元年10月に施行された改正水道法では都道府県には、水道の基盤強化を図るため、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されている。

令和3年度当初予算等の状況

強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
395億円(前年度比100%)

課題

経営統合による施設の再編整備等に対しては、インセンティブとしての交付金が交付されるが、

- ・ 地形や水源からの距離等の自然条件により、施設整備費が比較的安価な水道事業等
(資本単価90円/㎡未満の水道事業及び70円/㎡未満の水道用水供給事業)
- ・ 近接する水道事業等と経営統合する簡易水道事業
(道路延長10km未満に給水区域を有する隣接市町の水道事業等と経営統合する簡易水道事業)

は交付対象外となっている。

しかしながら、これらの対象外の事業であっても、経営基盤の強化を図る必要があることから、交付金の要件緩和により、経営統合に対してインセンティブを付与する必要がある。

また、施設の再編整備等に当たっては、多額の費用を要することから、経営統合後に早期に経営を安定化させ、統合効果を発揮するためには、交付金の交付率や交付税の措置率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要である。

水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、県内の市町間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小にかかる激変緩和措置などへの財政措置の仕組みが必要である。

【水道事業の広域連携の推進に必要な財政支援制度】

事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金 簡易水道等施設整備費国庫補助金	交付税措置
経営統合を要件とした施設の再編整備等	(資本費単価等の要件緩和、 交付率の嵩上げ)	(措置率の嵩上げ)
料金格差の縮小に係る激変緩和措置等の取組	(料金平準化対策費の創設)	(高料金対策経費の制度拡充など)

凡例: ...制度の創設が必要 ...制度の拡充が必要

(参考) 水道事業の広域連携に係る既存の財政措置

- ・ 広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・ 市町村合併に伴う水道施設整備の増高経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・ 簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置

5 地方税財源の充実強化

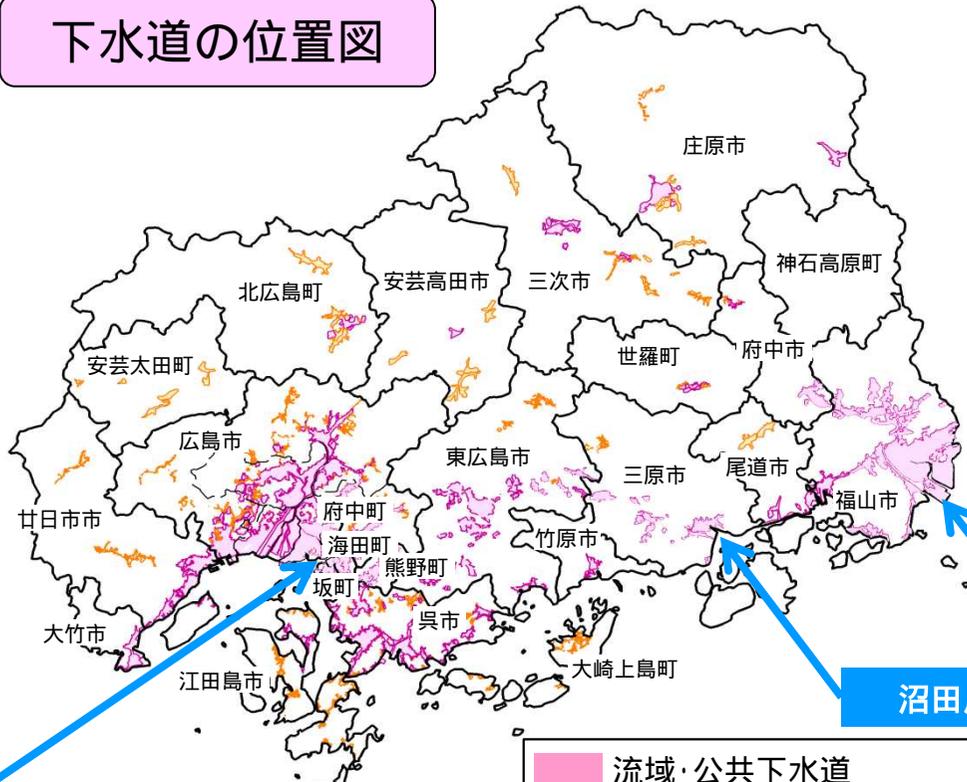
(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

国への提案事項

下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



流域下水道

- 芦田川流域下水道 昭和59年度供用開始(37年経過)
- 太田川流域下水道 昭和63年度供用開始(33年経過)
- 沼田川流域下水道 平成 7年度供用開始(25年経過)

公共下水道

- 呉市新宮処理区 昭和44年度供用開始(52年経過)
- 大竹市大竹処理区 昭和45年度供用開始(51年経過)
- 廿日市市宮島処理区 昭和57年度供用開始(39年経過)
- ほか 75処理区

芦田川流域 芦田川浄化センター

沼田川流域 沼田川浄化センター

太田川流域 東部浄化センター

流域・公共下水道
 特定環境保全公共下水道

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

提案の背景

国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。

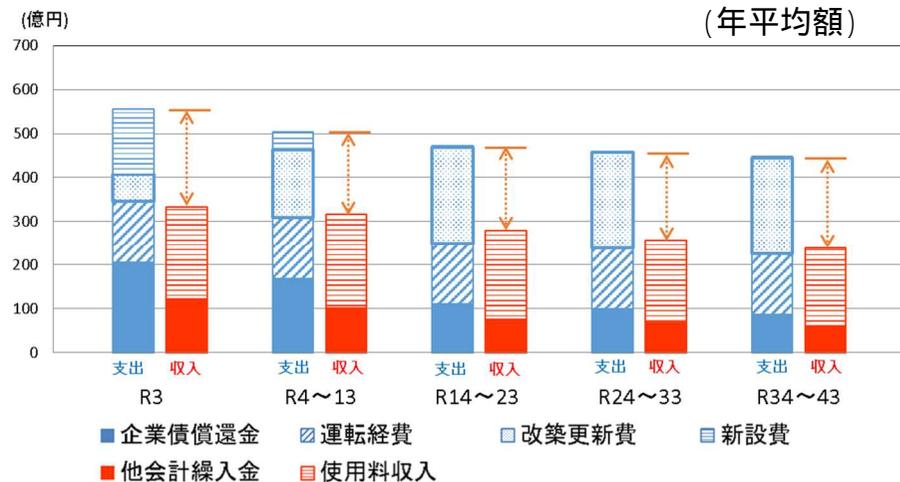
令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築において拡充された一方で、污水管の改築においては縮小されており、今後も段階的に縮小される見通しである。

このため下水道施設(污水)の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

課題

10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し



注1) 平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの

注2) 使用料金単価は据え置き

注3) 改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む

注4) 減価償却費及び長期前受金戻入を除く

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道事業の現状

流域下水道

膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合計	6,417	111.2

特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

公共下水道(広島市を除く)

膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約6,000km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数	118箇所
管路延長	6,078km

浸水対策施設を含む

処理場内の設備の老朽化

- ・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30~50年	6箇所
15~30年	42箇所
15年未満	7箇所
合計	57箇所

(機械・電気設備の多くの
法定耐用年数は15~20年)

広島県の取組

ストックマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設	国庫補助率	根拠規定	
公共下水道	管渠等	1 / 2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号	
	終末処理場	処理施設		5.5 / 10
		用地等		1 / 2
流域下水道	管渠等	1 / 2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号	
	終末処理場	処理施設		2 / 3 ()
		用地等		1 / 2
都市下水路	市街地における下水排除施設	4 / 10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号	

流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第 編)
社会資本整備総合交付金事業	下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業用水道事業の経営基盤の強化

国への提案事項

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量等によって料金が大幅に上昇するなど、他の受水企業に多大な影響を及ぼすことが見込まれる場合に、激変緩和のため、影響のある受水企業に対する支援制度を新設すること。

現行の収支を均衡させる料金設定を緩和し、受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合に引当可能な費用の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金設定を可能とすること。

2 D X 推進の環境づくりのための支援措置

業務の一層の効率化や県民サービスの維持・向上が求められる中で、工業用水道事業に係るD Xを推進するため、実証実験やシステム導入に係る財政支援制度を新設すること。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

企業の立地を促進するため、工業用水の供給が困難な地域において、県が行う水道用水供給事業の上水を工業用水道事業法上の工業用水として活用できるなど、柔軟な制度を構築すること。

【提案先省庁：経済産業省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業水道事業の経営基盤の強化

現状 / 広島県の取組

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合、当該企業の水量を見込んで整備した設備等の未償却資産分及び維持管理費を将来の料金で回収しなければならず、他の受水企業の負担が増加する。

工業水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定に自由度がないため、大口受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量を見越した料金改定ができない。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

工業水道事業は多くの業務で人に依存しており、今後、経験豊かな職員の退職が見込まれるため、業務の効率化・省力化が求められていることから、DXを推進する。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

工業水道事業の経営状況は厳しく、給水収益を確保するため、関係部局が連携し、企業誘致に取り組んでいる。

課題

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量による他の受水企業への影響を最小限度にとどめるとともに、安定的な工業水道事業を運営する仕組みの構築が必要である。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

DXの推進に当たっては、実証実験やシステム導入に一定の財源を要することから、推進しやすい環境づくりのための財政支援が必要である。

厚生労働省は、水道情報活用システムの導入を推進するため、「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」の支援制度が新設している。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

工業水道事業法の解釈では上水を工業用水に活用できないとされており、候補地近郊に工業用水の管路がないために立地を断念する企業があることから、上水を有効に活用できる仕組みが必要である。

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化，及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため，直轄事業，社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金や補助事業をはじめとする，公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に，「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」については，当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め，地方の要望を十分反映し，地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

現状 / 施策の背景・経緯

国の公共事業関係費は、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。

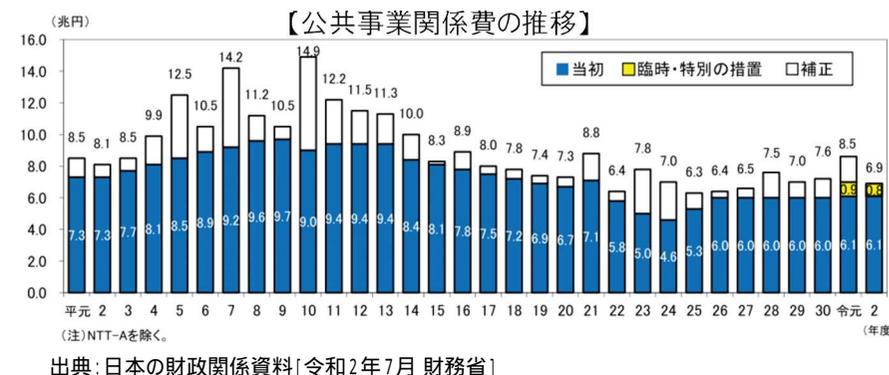
社会資本は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの。

広島県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を令和3年3月に策定し、「安全・安心で県の強みを生かした、持続可能な県土づくり」に向けて、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進することとしている。

特に、県土の強靱化に向けては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路法面対策などの事前防災を着実に推進する必要がある。

課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、全国的に大規模な災害が頻発していることなどを踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。



【各施設の整備状況】

施設	項目	現状値 (R2年度末)	目標値 (R7年度末)
河川	洪水の氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸	約16,700戸
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	63.4%	65.7%
道路	緊急輸送道路の災害時通行止箇所	190箇所	160箇所
	1巡目点検で健全度Ⅲであった橋梁の修繕割合(H26～H30の1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁数:485箇所)	30%	100%
砂防	土砂災害から保全される家屋数 (保全対象戸数(延べ数):約404,000戸(R3当初))	約116,000戸	約129,000戸
治山	山地災害危険区域の整備率	34.1%	35.0%

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ(公共土木施設等)をより効果的・効率的にマネジメント(管理・運営)することで、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全・安心、利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、財政措置の拡充や技術的支援を図ること。特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ 県が管理するインフラデータを一元化・オープンデータ化し、国・県・市町等の施設管理者間でデータを共有することや、民間企業等とのデータ連携・活用を可能とするシステム基盤であるDobboXの機能拡張
- ・ 防災にかかる予測技術の向上等に向けた県土全体の3次元データの取得や民間企業等のニーズを踏まえたデータ整備など、インフラデータの充実・高精度化
- ・ 道路法面の崩落予測や除雪作業の支援、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、デジタル技術を活用した新たな技術の構築に必要なAI等の開発や現場実装に向けた実証実験の実施

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適切な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、公共施設等適正管理推進事業債の延長など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

建設分野におけるDXの推進に係る財政措置

現状 / 広島県の取組

国では、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」の設置や「国土交通データプラットフォーム」の機能拡張、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策」の公表など、インフラ分野におけるDXを推進している。

広島県では、建設分野におけるデジタル技術を活用した40項目の具体的な取組案をとりまとめた「広島デジフラ構想」を令和3年3月に策定するとともに、DXの実装を進めていくための体制強化を図るため、令和3年4月に土木建築局内に「建設DX担当」を設置し、構想を推進している。

今年度は、県が管理するインフラデータの一元化・オープンデータ化に向けたシステム基盤(DoboX)の構築や国・市町・民間企業等とのデータ連携、最新のデジタル技術を活用して様々な課題解決を図るオープンな実証実験の場である「ひろしまサンドボックス」を活用した技術構築などを進めている。

広島デジフラ構想
デジタル×インフラ

DoboX
土木×DX=ドボックス

課題

県が管理するインフラデータは、管理施設毎に構築したシステムで管理しており、管理者間での連携やオープンデータ化が十分にできていないことに加え、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携及び民間企業等の保有する技術やビッグデータとの連携もできていない。

道路や河川の施設台帳の一部は紙やPDFなどで管理されていることや、航空測量データなど、記憶媒体で保管されているデータもあり、誰もが利活用可能なオープンデータの作成やデータの精度向上・更新が必要であるものの、十分にできていない。

デジタル技術を活用した様々な技術の構築・実装に取り組んでおり、今後も取組を拡大していくこととしているが、データ蓄積・分析を行うための計測機器の整備やAI等の開発、現場実装に向けた実証実験などを継続して実施できるよう財政措置が必要。

デジタル技術やデータを活用した共通の取組について、国・県が相互に連携して進める必要がある。

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

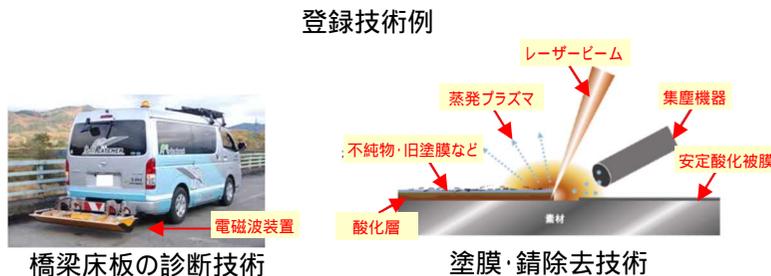
社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

現状 / 広島県の取組

国では、「道路メンテナンス補助制度」において、地方公共団体が実施する新技術等を活用する個別事業に対する優先的な支援や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の着実な推進の支援を実施。

広島県では、老朽化対策に関する今後の取組や修繕費の見通しを示した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や主要な施設分類毎に維持管理水準等を設定した「修繕方針」を令和2年度に策定・改訂し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化。

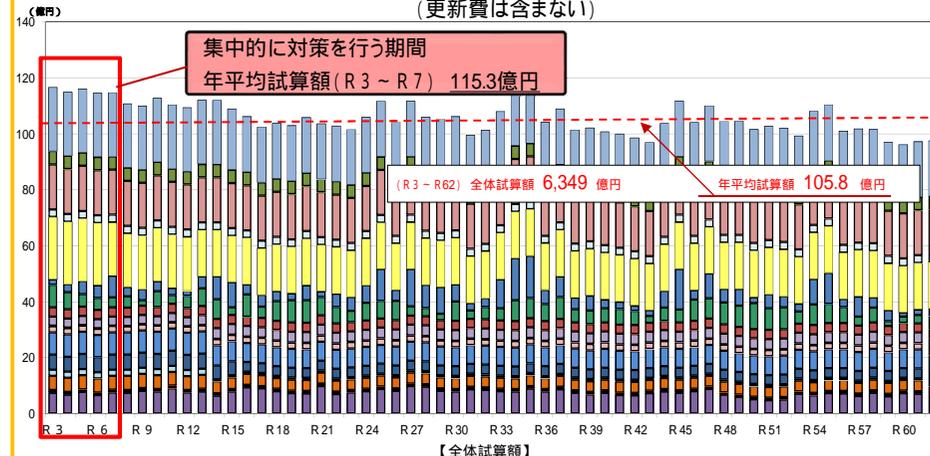
また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を運用し、これまでに98技術を登録し、64技術を県内公共事業で活用。



課題

- 今後、老朽化するインフラの数は加速度的に増加する見込みであり、さらに、維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化している。
- 平常時に加え災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要である。
- 今後5年間については、集中的な老朽化対策の実施を予定していることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを踏まえた継続的な財政措置が必要である。

主要な施設分類における修繕費総額を試算
(更新費は含まない)



6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置

流域治水の推進などにおいてインフラの強靱化を着実に進められるよう「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」の地方の実情に即した配分及び地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）の拡充等に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害等，近年発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため，改良復旧事業や県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進，直轄による特定緊急砂防事業等の推進については，特段に配慮するとともに，洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

<平成30年7月豪雨災害関連事業>

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

改良復旧事業等

河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄] 広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業 (広島市安佐北区口田南・呉市天応等9地区) [県事業] 砂防激甚災害対策特別緊急事業等 (坂町小屋浦等130箇所)
治山対策	[県事業] 呉市安浦町中畑外175箇所

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

河川の治水対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]手城川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 中畑川, 府中大川, 国兼川, 入野川, 特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]茂浦池等

土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

高潮・津波対策等による治水対策, 港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(江波, 坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区) / [県事業]尾道系崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道系崎港(松浜地区)

緊急輸送道路の整備推進, 橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化), 一般国道2号東広島・安芸BP, 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根, (主)呉平谷線, (主)瀬野川福富本郷線, (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免~油木), (国)433号(安芸太田町加計)
	橋梁耐震補強の推進	[県事業] (国)186号 翠橋, (国)487号 早瀬大橋

【提案先省庁: 内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

- 1 河川改修等による治水対策の推進

現状

県内には未改修の中小河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されているほか、人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。

排水機場のポンプやダム設備等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

課題

平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるとともに、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨へ対応するため、「流域治水」を推進する中で、重点的に予算配分し、効果的な事前防災を加速化させることが必要。

排水機場やダム設備の長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、計画的な機能維持を図ることが必要。

手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築

流域治水プロジェクト(令和3年3月30日公表)



ポンプ増設・河川改修の実施
内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消

野呂川・中畑川 河川改修事業(交付金)

河道拡幅・流木対策の実施
流下能力を向上させ、家屋浸水被害を解消



*具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

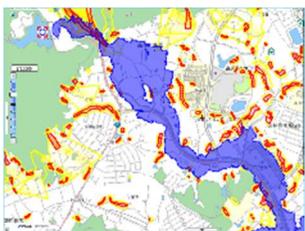
現状 / 広島県の取組

ため池及び防災重点ため池が**全国で2番目に多い**

区分	箇所数
農業用ため池	18,837箇所
うち 防災重点ため池	7,149箇所

(令和3年3月末現在)

- 平成30年7月豪雨で、堤体の決壊等により下流への被害が発生したことから、次の対策を進めている。
住民の迅速な避難行動につなげるための対策
利用するため池の管理強化と補強対策
利用しなくなったため池の統合・廃止対策



《浸水想定区域図》



《補強工事》



《廃止工事》

- 令和3年度から「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」に基づき、**令和7年度までの5年間に330箇所の防災工事(補強・廃止)を推進**する。
- また、「**広島県ため池支援センター**」を設置し、**管理者による適正な管理を支援**している。

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 埋め立てにより廃止する際、跡地を公的に利用していく場合も、定額補助制度の対象とする必要がある。
- ・ また、農業利用しなくなったため池に、雨水を一時貯留させる必要がある場合には、調整池へ転換する工事への財政措置の拡充を検討する必要がある。

農業用ため池の適正管理の推進

全国平均の
約6倍

- ・ 今後、診断結果により、広島県ため池支援センターによるパトロールが増加する見通しであるため、ため池の箇所数に応じた補助対象額の引き上げが必要である。
- ・ また、管理者や農業者がため池を活用して一時的に雨水を貯留する取組をしやすくなるよう、発揮される公益的機能に鑑みた支援策を検討する必要がある。



ため池の防災対策に必要な調査に係る支援の充実

- ・ 地方公共団体も継続的に利用や管理の実態が把握できるよう、こうした事務に要する経費への支援策について検討する必要がある。

土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

国や市町と連携し、「砂防・治山施設整備計画」により砂防ダム等の緊急整備等が、令和2年度で概ね完成。

「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフラインの整備を図り、効果的な事前防災対策を着実に推進。

平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、被害を防止・軽減する効果を確認。

「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進めるなどハード・ソフトが一体となった土砂災害対策を推進。



6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

緊急事業に続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保することが必要。

県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所と(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加。

土石流を捕捉後、砂防ダムの機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。

平成30年7月豪雨災害を踏まえ、避難の実効性を高める取組の一層の推進が必要。



【二河川支川 砂防激甚災害対策特別緊急事業(熊野町)】

高潮・津波対策等による治水対策，
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

現 状

人口，資産の集積する沿岸部において，平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

課 題

過去に浸水実績のある河川及び海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上

背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において，最大クラスの地震への対応

広島県西部地域(広島港，京橋・猿猴川)



東部地域(尾道系崎港，福山港，藤井川)



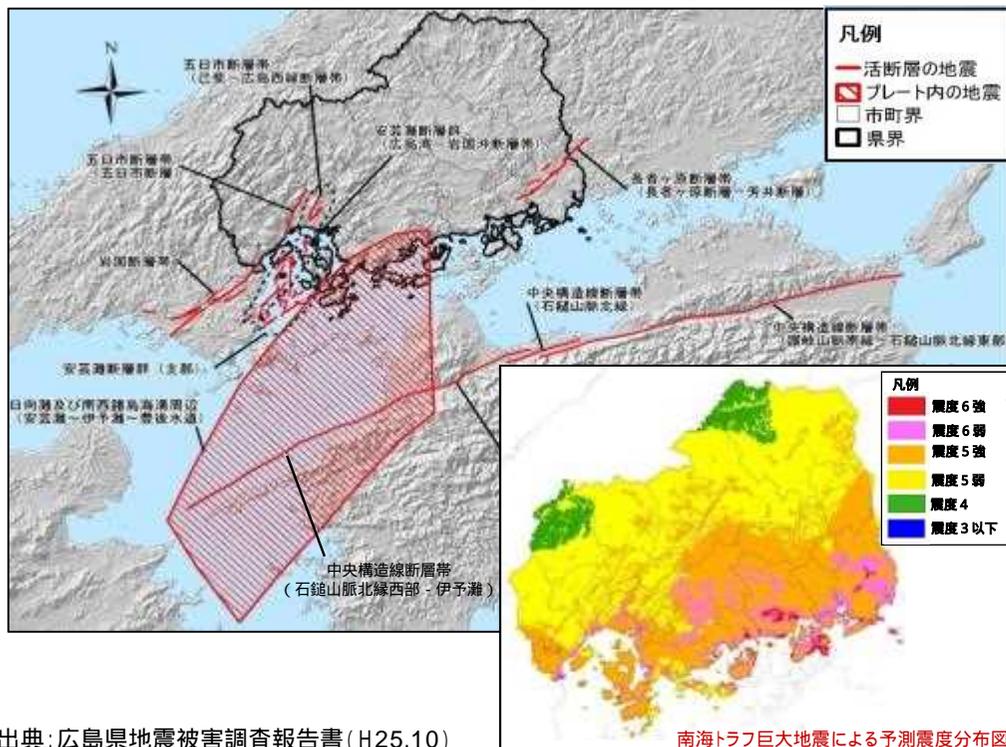
- 2 橋梁の耐震補強等の整備推進

現 状

北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6), 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など大規模地震への災害リスクが存在

大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなることが懸念

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



出典: 広島県地震被害調査報告書 (H25.10)

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋



(国)186号 翠橋(大竹市)

渡海橋



(国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)

跨道橋



(一)廿日市港線 藤掛陸橋(廿日市市) (国)375号 新大渡橋(東広島市)

広域的な災害支援に資する路線



平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

区分		箇所数	R3.4月末の状況
激甚災害 対策特別 緊急事業 等	砂防	125	工事中 (R5年度完成予定)
	急傾斜	5	工事中 (R5年度完成予定)
	治山	176	工事中 (R5年度完成予定)
改良復旧	道路	1	工事中 (R4年度完成予定)
	河川	2	工事中 (R5年度完成予定)
	砂防	1	工事中 (R3年度完成予定)



6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

広島都市圏から空港への高い アクセシビリティの実現

国直轄 等	一般国道2号 東広島・安芸BP 一般国道2号 道照交差点立体交差化 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) (仮称)八本松スマートIC
県事業	主要地方道 矢野安浦線

広島都市圏全体での企業等の生産性向上 に資する人流・物流ネットワークの構築

国直轄 等	一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) 一般国道2号 広島南道路(明神高架) 広島呉道路(4車線化) 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の 計画の早期具体化 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化 (仮称)八本松スマートIC(再掲) 国道31号 呉駅交通ターミナル整備
----------	--

福山都市圏の生産性向上に資する道路 ネットワーク構築による産業競争力強化

国直轄	一般国道2号 福山道路の整備促進及び未 事業化区間の早期事業化
県事業	高規格道路福山西環状線 主要地方道福山沼隈線 主要地方道鞆松永線

観光周遊を促す道路ネットワークの 形成による観光立県の実現

国直轄	一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) 一般国道2号 福山道路の整備促進及び未 事業化区間の早期事業化(再掲)
県事業	一般国道432号, 主要地方道鞆松永線(再掲)等 しまなみ海道サイクリングロードの環境整備に 向けた財政措置

安心・安全を確保し, 豊かな暮らしを 支える道路整備の推進

地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新の ための財政措置 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置 集約型の都市基盤を支える道路・街路整備
--

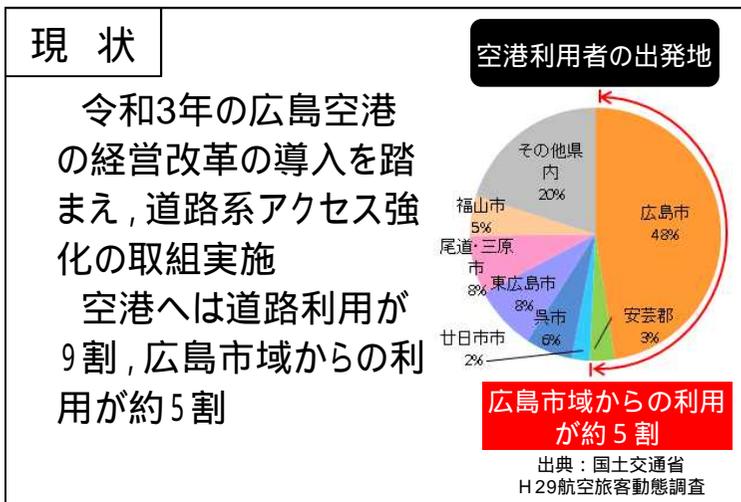
新しい生活様式を踏まえた自転車の 活用推進, サイクルツーリズムの推進

県事業	自転車通勤・通学等のための走行環境整備に 向けた財政措置 しまなみ海道サイクリングロードの環境整備に向 けた財政措置(再掲)
-----	---

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

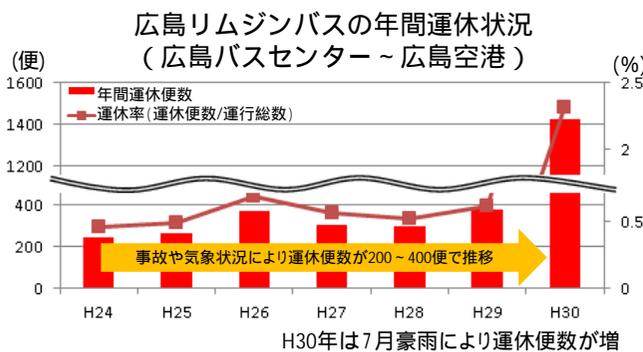


広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現



課題

事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス
 代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞
 平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性, 定時性, 代替性, 多重性)の確保が必要



空港アクセスルート所要時間

ルート	路線	整備後	現状
高速ルート	広島高速5号線+山陽道	40分	45分
一般ルート	国道2号東広島・安芸BP+山陽道	65分	105分
白市ルート	JR山陽線+空港連絡バス	64分	64分
迂回ルート	(主)矢野安浦線+東広島呉道	-	-

H22センサスの平日混雑時速度により算出。一般ルートの現状の所要時間は国道2号の現道を利用した場合(H17センサスで算出)。迂回ルートは平成29年1月に中国運輸局で路線認可。山陽自動車道で事故や渋滞が発生した場合の利用が可能

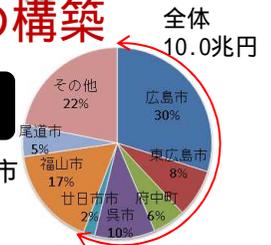
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

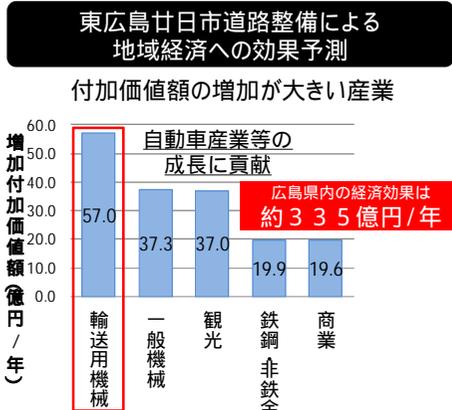
現 状 国道2号(現道), 国道185号の渋滞による物流の信頼性低下
 広島都市圏や東広島市, 呉市を中心に多くの産業団地が立地
 さらに東広島市や広島港五日市地区でも新たな団地造成が進捗

**R1広島県
製造品出荷額等**
 広島都市圏・東広島市・呉市
 で全体の約6割を占める



課 題
 国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し, 企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要
 コロナ禍でも大型車通行量は約1~2割減に留まっており, 物流は有事でも提供し続けなければならない業務

物流事業者の主な利用ルートと主要渋滞箇所



6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

現状

福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
福山市西部,及び北部の産業団地と産業集積地,福山港とのアクセスが脆弱

一般国道2号渋滞ランキング(R1)

福山市中心部の2区間が上位に

順位	渋滞損失時間	市区町村	区間名
1	124	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	98	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
3	94	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
4	74	岡山市	バイパス豊成交差点～青江交差点
5	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

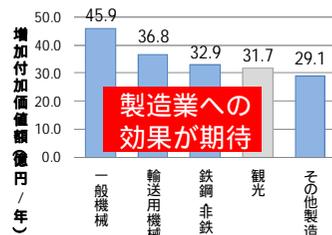
出典:渋滞ワーストランキングのとりまとめ(平成31年・令和元年)(国土交通省)より作成
渋滞損失時間:混雑により余計にかかる時間(単位:万人・時間/年)

課題

福山市中心部の渋滞を緩和し,企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要

[広島県 試算]

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測



R1.11福山道路 起工式

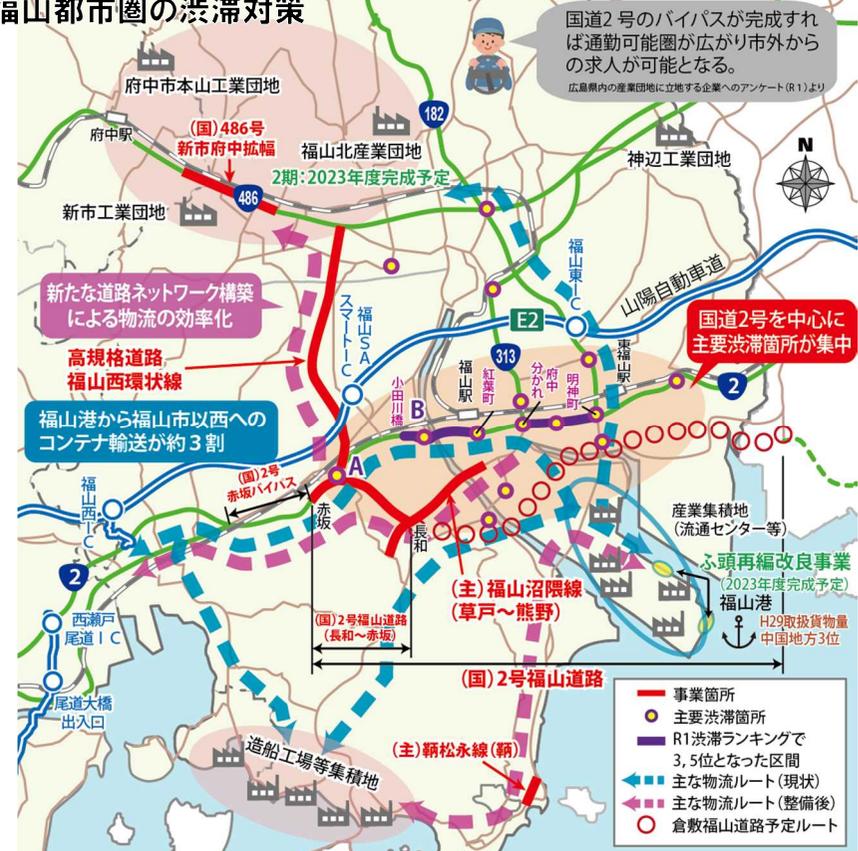


広島県内の経済効果は約387億円/年



一般国道2号赤坂 B P 東口交差点付近 一般国道2号神島橋西詰交差点付近

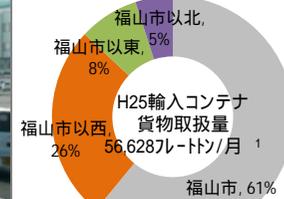
福山都市圏の渋滞対策



1フレートン:港湾取扱量の単位であり,容積1.113立方メートル又は重量1,000キログラムを1フレートンとし,容積,重量のどちらか大きい方をもって計算する。 2 国土交通省:H29港湾統計

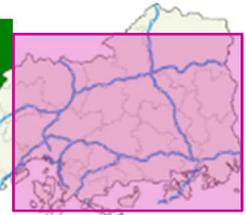


福山港コンテナ貨物方面別輸送状況



出典:H25年全国輸出入コンテナ貨物流動調査より作成

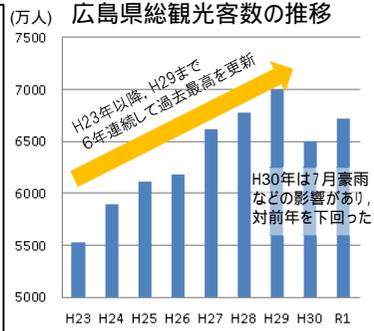
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



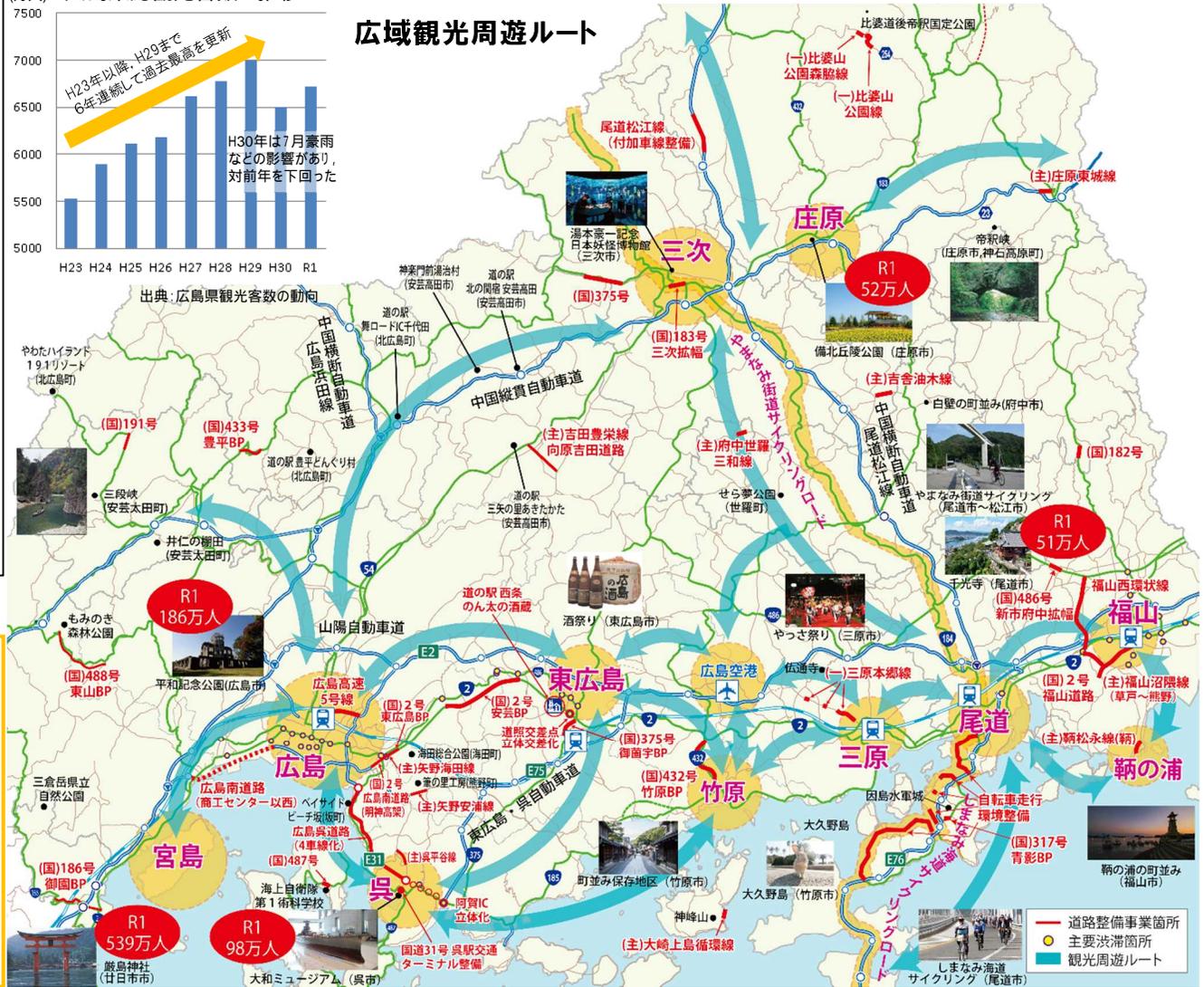
観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

現 状

ひろしまブランド、瀬戸内ブランドの確立により世界に誇れる観光地を目指し、取り組みを実施
2つの世界遺産や瀬戸内海、サイクリング等の多彩な観光資源が集積
井桁状高速道路ネットワークにより観光地へのアクセス性は高いものの、都市内渋滞等が観光周遊の大きな妨げに
令和元年11月にしまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルルートに指定
令和2年、新型コロナウイルスの影響により観光客が減少



広域観光周遊ルート



課 題

ICアクセス、観光地間アクセス、都市内道路の整備により、広域観光周遊を促す道路ネットワークの形成が必要
新型コロナウイルス収束後の観光等の経済活動復興のための道路ネットワークの形成が必要

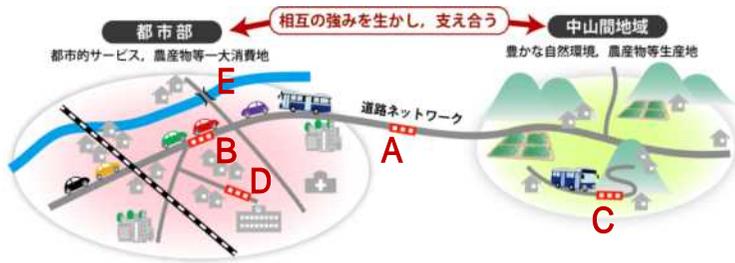
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



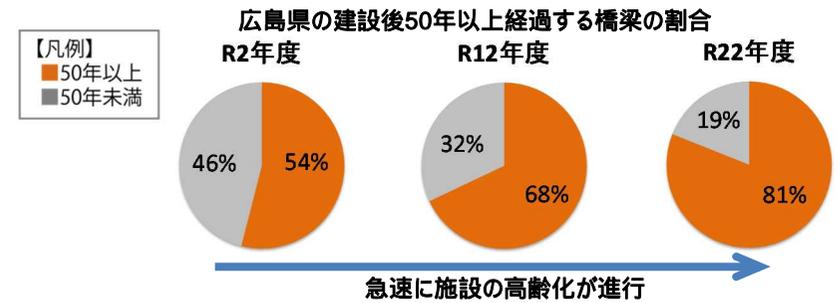
安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

現状と課題

- A 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動
- B 集約型の都市基盤を支える道路・街路整備
- C 買い物, 通院等地域住民の日常生活を支える道路整備
- D 総合的な交通安全対策の推進
- E 道路施設の適正な維持管理



E 道路施設の適正な維持管理



橋梁補修に係る指標

1巡目点検で健全度であった橋梁の修繕割合100% (R7年度)
(広島県道路整備計画2021)

橋梁補修等の状況(令和2年度末時点)

1巡目の橋梁点検(H26~H30)の結果、健全度が448橋(全数4,140橋)
 うち修繕に着手: 313橋(健全度の69.9%)
 うち完成: 140橋(健全度の31.3%)

D 総合的な交通安全対策の推進

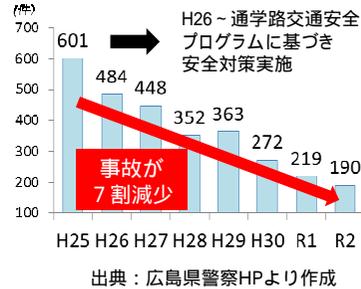
全国平均を下回る一般県道の歩道設置率

区分	全国	広島県	順位
一般国道指定区間	64.9%	52.9%	37
一般国道指定区間外	55.9%	56.7%	12
主要地方道	47.1%	44.8%	13
一般県道	33.5%	29.4%	28

歩道設置率 = 歩道設置道路実延長 ÷ 実延長
 出典: 道路統計年報2020より作成



広島県内の子どもの交通事故発生件数



通学路安全交通プログラムに基づく交通安全対策や未就学児等の移動経路における交通安全対策の実施

橋梁補修の事例



(国)433号 式数大橋 橋梁概要

架設年度	昭和48年(1973年)
橋長	623.5m
幅員	10.1m
形式	3径間連続トラス橋

点検により、上部工の塗装劣化や橋脚のひび割れ等が確認されたため、橋梁補修工事を実施



6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



新しい生活様式を踏まえた自転車の活用推進，サイクルツーリズムの推進

現 状

県ではH31年3月に自転車活用推進計画を策定し，施策を推進。

県内市町においては6市町が策定(R2年3月末時点)

また，ウィズコロナの新しい生活様式として，県民・事業者に対し自転車・徒歩等の出勤を要請

しまなみ海道CR等では，サイクルツーリズムによる観光地域づくりを推進。国内外からのサイクリング客が着実に増加

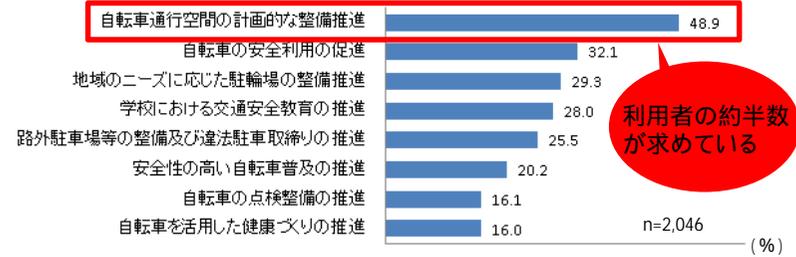
R元年11月にしまなみ海道CRがナショナルサイクルルートに指定



歩行者と分離された自転車通行空間(広島市)

「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対する県民ニーズが最も高くなっている

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。(上位のみ抜粋)



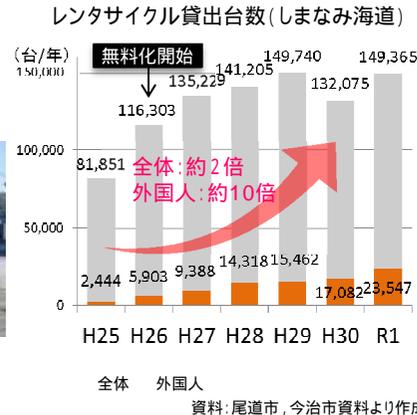
資料：県民の自転車利用状況に関するアンケート調査(平成30年12月)



しまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルルートに指定(R元年11月)



ナショナルサイクルルートの起点を示す標識を尾道駅前に設置(R2年4月)



広域的サイクリングロードの形成

広島県自転車活用推進計画(H31年3月)において、県内7コースをモデルコースに設定。



課 題

通勤・通学等における自転車利用促進のための走行空間の確保
サイクルツーリズムを推進し，世界に誇るサイクリング環境を創出
するためのハード・ソフト両面での受け入れ環境の向上

6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，長期的に多額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。

広島市東部地区連続立体交差事業
(安芸郡府中町～海田町)



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(広島市安芸区付近)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

現 状

【地域の状況】

広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害

踏切が多数(16箇所)あり、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が発生

【取組の状況】

令和2年6月に 期区間である向洋駅周辺における工事基本協定を県、広島市及びJR西日本の3者で締結し、同年10月に工事着手

早期の事業効果発現に向け、向洋駅仮跨線橋、仮駅舎及び仮線路など本格的な鉄道工事を推進中

【国の対応状況】

令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設

課 題

広島市東部地区連続立体交差事業の実施には

長期的に多額の事業費が必要

着実に事業推進できる財政措置が必要

財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要

事業区間内の「緊急に対策の検討が必要な踏切」

多くの歩行者に踏切遮断の影響

1時間当たり最大約44分の踏切遮断



青崎第10踏切(府中町)
(歩行者ボトルネック踏切)



新町踏切(海田町)
(開かずの踏切)

連続立体交差事業と連携したまちづくり



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、岸壁整備等の新規事業化。
2. 広島港・福山港・尾道系崎港について、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
3. 福山港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 五日市地区	<ul style="list-style-type: none"> 岸壁・泊地(水深14m)の整備 【新規事業化】 岸壁(水深10m 12m化・耐震強化)の整備【直轄】 臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第 期整備
福山港 箕島地区 箕沖地区 本航路 等 鞆原北地区	<ul style="list-style-type: none"> 岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】 船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) 企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 福山本航路(水深16m 18m化)の整備【直轄】 浮棧橋の整備
尾道系崎港 機織地区	<ul style="list-style-type: none"> 泊地(水深7.5m 10m化)等の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	<ul style="list-style-type: none"> 新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

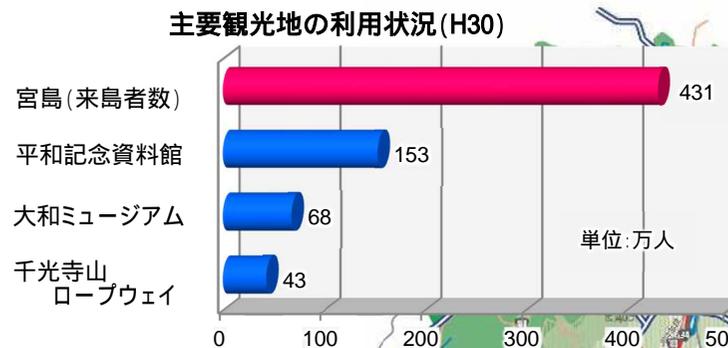
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

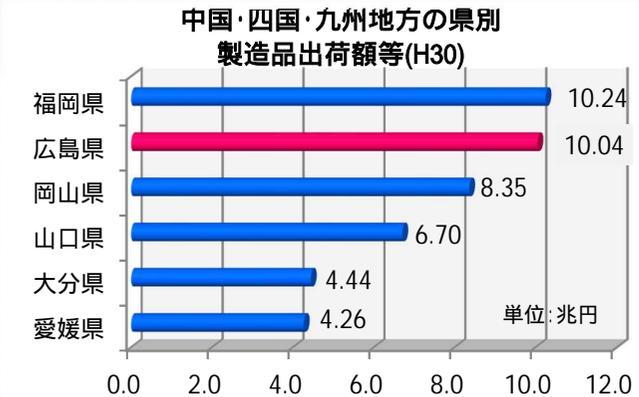
施策の背景

- 広島港・福山港・尾道系崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

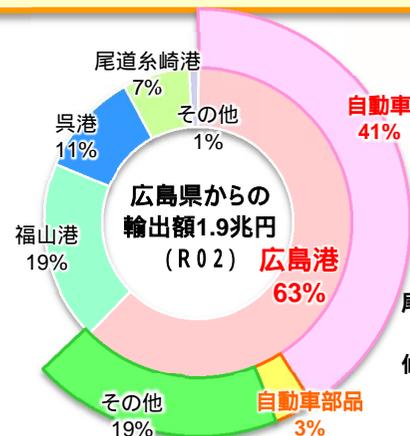
厳島港は観光地「宮島」への玄関口



広島県は中・四国以西で有数のものづくり県



自動車関連輸出を支える広島港



尾道系崎港は全国有数の木材取扱拠点



背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点



現状/広島県の取組

令和元年のコンテナ取扱量は過去最高を記録しているなか、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足しており、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、**令和4年度の完成を目指す。**

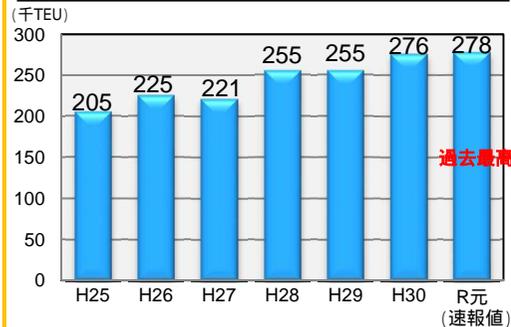
物流用地の造成と並行し外貿コンテナ物流機能の強化が必要

H30.9 広島港長期構想策定
H31.3 広島港港湾計画改定
[背景]社会経済情勢、港湾物流の動向等に変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

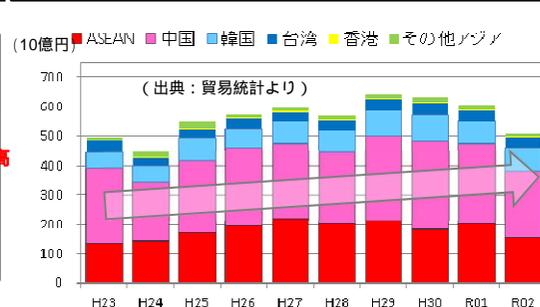
R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ
[単独]各地域産業の発展を支える港湾機能の強化を目指す目標
・東南アジア等へのリードタイムの短縮や輸送コスト低減に資するサービスの強化
など

広島港のコンテナ取扱量の推移



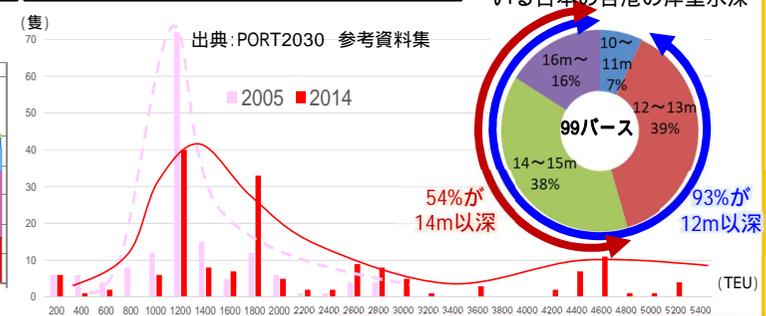
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、**2年連続で過去最高の取扱量**を更新した

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国における**ASEANの割合は増加傾向**となっており、輸送の効率化が求められている

日本に寄港する東南アジア航路の船型変化



平均船型
1,182TEU/隻 (2005)
平均船型
2,046TEU/隻 (2014)

東南アジア航路は船艀の大型化が進行し**半数以上が14m以深**の岸壁を利用しており、**今後、更なる大型化の可能性**がある

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の岸壁・泊地整備が必要**

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、新たな企業用地を確保するため、令和4年度の完成を目指し造成を進めている。宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



物流関連企業の進出



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



五日市地区
臨港道路甘日市草津線(2車線→4車線化)の第1期整備
～耐震強化岸壁と防災拠点を結ぶ救援物資の輸送道路～

宇品地区
岸壁(水深10m→水深12m化・耐震化)の整備
～自動車運搬船の大型化への対応～

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2 地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。

箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。

このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区ふ頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要



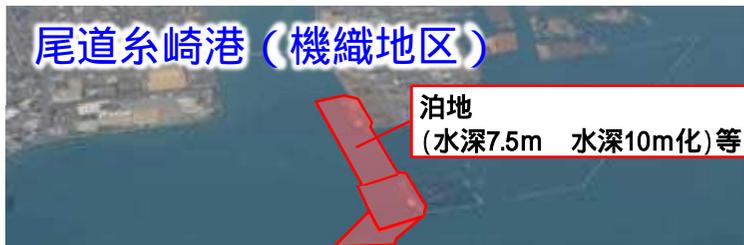
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



木材運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)



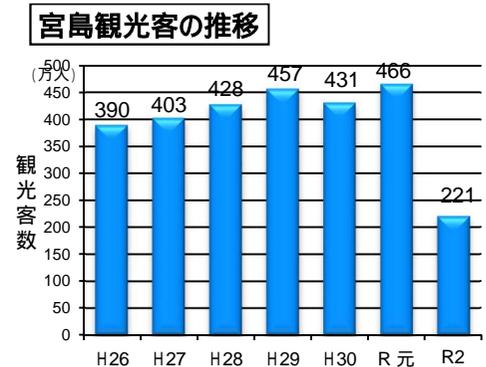
3 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

福山港鞆, 原北地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行った。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る。

宮島口地区の新ターミナルと浮棧橋は、昨年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



観光客の利便性向上への対応が必要



6 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

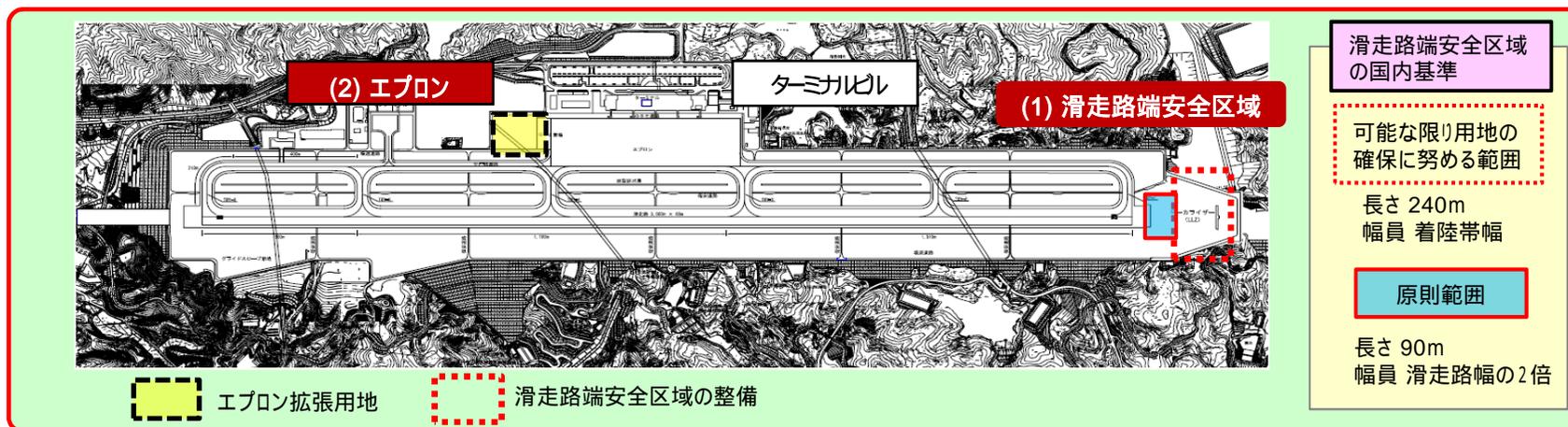
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和4年度以降の継続

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和4年度以降についても継続すること。

2 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



【提案先省庁：国土交通省】

6 社会資本の整備

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

現状 / 広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

広島空港は、H29.7に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、H29.10のシンガポール線、R元.12のバンコク線就航が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

広島空港は、社会的な影響度が高く着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。

滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

訪日客の受入れ再開後においては、ただちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、制度の令和4年度以降の継続が明確となっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

弔意事業を充実強化すること

原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実，関係資料の収集等弔意事業の充実強化

保健医療福祉事業を充実すること

訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃，介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化

原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援

「原爆病院，原爆養護ホーム，被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置

これまでの判決等を踏まえ，より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
老朽化が進んでいる放射線影響研究所について，早期移転すること

被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

在外被爆者の援護を推進すること

医療費の支給，保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い，必要な改善を行うこと

引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り，高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ，医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について，在外公館等において支援を行うこと

在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり，在外公館等において現地協会等の支援を行うなど，より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け，財政上，適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

医療給付における疾病制限を緩和すること...対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費，死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁：内閣府，外務省，文部科学省，厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。

被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。

在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和2年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	16,959人	85.1歳
広島市	44,836人	82.8歳
県全体	61,795人	83.4歳

課題

弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。

原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。

また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。

在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

課題

被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。
介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

毒ガス障害者援護制度
(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。

- ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
- ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
- ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

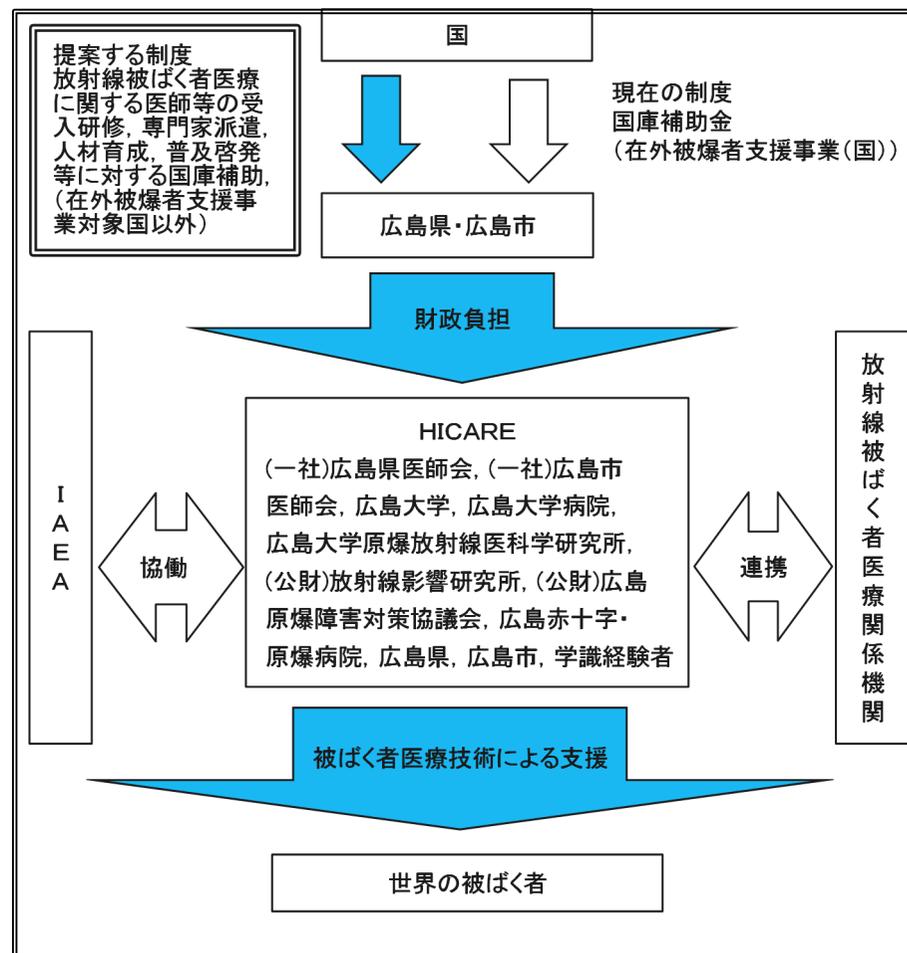
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関 (IAEA等) と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- 医師等の受入研修
- 専門家派遣
- 普及啓発のための国際会議
- 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2 / 3の助成



【提案先省庁：内閣府，外務省，文部科学省，厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

(放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容)

医師等受入研修:延べ37か国・地域768名(令和3年3月現在)

医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和3年3月現在)

国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成

- ・ 国際医療研修,医学生のIAEAへのインターン派遣,共同研究

次世代の人材育成:高校出前講座

講演会開催

福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

被ばく者治療のノウハウの不足

被ばく事故発生時の体制が未整備

がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。

- ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
- ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
- ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。

研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

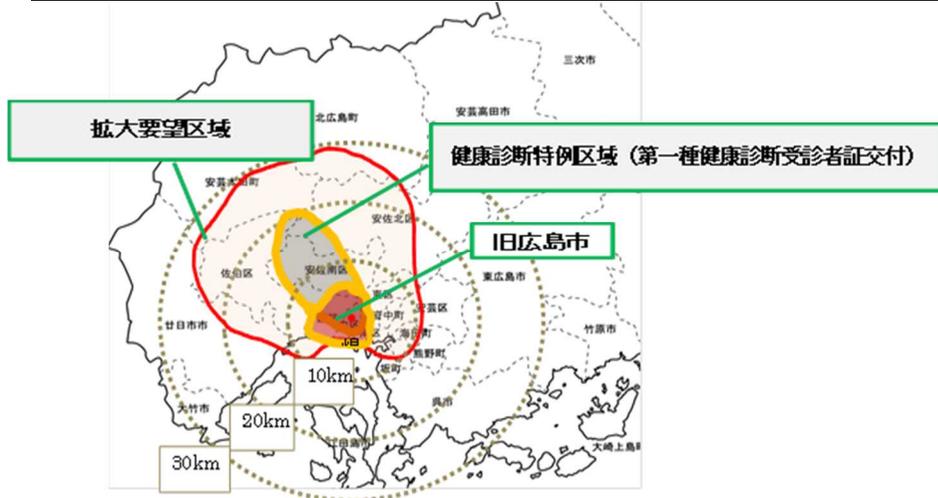
国への提案事項

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件に伴う、「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討について、

「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、令和3年度中に「黒い雨地域」の拡大を実現すること。

「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に対応する財政措置がなされること。

参考 現行の「健康診断特例区域」と、平成22年7月の「拡大要望区域」



〈第一種健康診断受診者証〉

左記の健康診断特例区域内に在った者は、被爆者健康手帳所持者と同様に無料で健康診断を受診することができる。



特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付され、健康管理手当が支給される。

【提案先省庁：厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

現状

1 「黒い雨地域」の拡大要望

平成20年～22年に広島県・広島市が原爆体験者等健康意識調査を実施。

この調査結果をもとに、平成22年7月及び平成24年7月に広島県及び関係市町が国へ「黒い雨地域」の拡大を要望。

平成24年7月18日、国の検討会の報告書で「広島原爆由来の放射線被ばくがあったとは考えられない」とされ、「黒い雨地域」の拡大には至っていない。

2 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

「黒い雨地域」外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、広島県・広島市が敗訴した。(令和2年7月29日・広島地裁判決)

国は、「『黒い雨地域』の拡大も視野に入れた再検討」を行う方針を示し、広島県・広島市は広島高裁へ控訴した。(令和2年8月12日)

令和3年3月末までに検討会が計3回実施された。

課題

「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、「黒い雨地域」の早期拡大が求められる。

「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に、それに対応する財政措置がなされる必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移

